

平成 19 年度第 4 回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 19 年 5 月 23 日 (水) 午後 2 時
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

第4回定例会議事日程

- 1 日 時 平成19年5月23日(水)午後2時
- 2 場 所 八王子市役所 8階 801会議室
- 3 会議に付すべき事件
第1 第13号議案 平成19年度6月補正予算の調製依頼について
- 4 協 議 事 項
平成20年～22年度実施計画(教育委員会所管分)の策定について
(学校教育部・生涯学習スポーツ部)
- 5 報 告 事 項
・学校における受傷事故に係る損害賠償の和解について (教育総務課)
・八王子市校庭夜間開放実施要綱の一部改正について (スポーツ振興課)
・市内小中学校における麻しん発生状況及び教育委員会の対応について(学事課)
-

第4回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成19年5月23日(水)午後2時
- 2 場 所 八王子市役所 8階 801会議室
- 3 会議に付すべき事件
第14号議案 市立由井第一小学校体育館改築工事請負契約の締結について
-

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委 員 長	(1番委員)	小田原	榮
委 員	(2番委員)	細 野	助 博
委 員	(3番委員)	川 上	剋 美

委員 (4番委員) 齋藤健児
教育長 (5番委員) 石川和昭

教育委員会事務局

学校教育部長 石垣繁雄
学校教育部参事
兼指導室長事務取扱 由井良昌
(教職員人事・指導担当)
教育総務課長 天野高延
学校教育部主幹
(企画調整担当) 穂坂敏明
施設整備課長 萩生田孝
学事課長 野村みゆき
学校教育部主幹
(学区等調整担当兼
特別支援教育・指導事務担当)
指導室統括指導主事 朴木一史
生涯学習スポーツ部長 菊谷文男
生涯学習スポーツ部参事 峯尾常雄
(図書館担当)
生涯学習総務課長 米山満明
スポーツ振興課長 遠藤辰雄
学習支援課長 牧野晴信
文化財課長 渡辺徳康
生涯学習スポーツ部主幹 福田隆一
(体育館担当)
生涯学習スポーツ部主幹 石井里実
(図書館担当)
教育総務課主査 山本信男
施設整備課主査 田代修
生涯学習総務課主査 宮木高一
スポーツ振興課主査 橋本徹

事務局職員出席者

教育総務課主査 後藤浩之
教育総務課主任 星香代子
教育総務課主事 石川暢人

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変長らくお待たせいたしました。本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成19年度第4回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 2番 細野助博委員 を指名いたします。

なお、本日追加日程の提出がありましたが、これにつきましても議題といたしたいと思いませんが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 異議ないものと認めます。

それでは、日程に従いまして進行いたします。

小田原委員長 第13号議案 平成19年度6月補正予算の調製依頼についてを議題に供します。

本案について、生涯学習総務課から説明願います。

米山生涯学習総務課長 それでは、第13号議案、平成19年度6月補正予算の調製依頼について、宮木主査から御説明いたします。

宮木生涯学習総務課主査 それでは御説明いたします。

平成19年度新規事業として予定しております青少年海外交流事業につきましては、財源として自治体国際化協会の助成金を昨年11月に申請しておいた関係がございます。ただ、ヒアリング等の中では、なかなか助成は難しいという状況がありましたので、当初予算には計上していなかったのですが、ここで決定が下りましたことから、その60万円を青少年海外交流事業の特定財源として充てるべく補正を計上していただきたいと考えております。

それに伴いまして、青少年海外派遣基金繰入金を60万円減額して、特定財源の合計としては金額が変わらないように調製したいと考えております。

説明は以上でございます。

小田原委員長 生涯学習総務課の説明は終わりました。本案について何か御質問ございませんか。

齋藤委員 単純にこれを読ませていただきますと、助成金の上限限度が300万円あったんですね。そこに100万円申請して60万円取れたということだというふうに単純に読み取ると。どうせだったら上限まで努力してもよかったんじゃないかなとか思うんです。今のお話の中でも、言葉は悪いかもしれませんが、だめもとで出してみたところうまく取れたというような感じにちょっと聞こえなくもないんです。どうせだったら上限までのしっかりとした申請を出しておけばよかったのではないかと思いますけれども。

宮木生涯学習総務課主査 申請のときには415万円くらいの総事業費で出したんですね。そ

れで100万円助成金を財源として、その結果60万円ということになって、実際、事業の予算は287万円で、だいぶ落ちていますので、2割くらい落ちているんですか、それでこの60万円をいただけるのでしょうかということでもう一回聞きました。ただ、一応それは大丈夫ということで返事をいただいています。

あと、300万円というのは、1市町村当たり300万円なので、私ども所管のほかにも対象になる事業があれば、それも出せるんですね。最初、去年の段階では、学園都市文化課のほうでも申請を考えていた関係がありまして……。

小田原委員長 助成金の協会は、自治体の大小にかかわらず1市町300万円になっているわけですか。

宮木生涯学習総務課主査 はい。

小田原委員長 そのほか御質疑ございませんか。御意見を含めていかがですか。

特にないようでございますので、お諮りいたします。ただいま議題となっております第13号議案につきましては、このように決定するというに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 異議ないものと認め、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、追加日程、第14号議案 市立由井第一小学校体育館改築工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、施設整備課から説明願います。

萩生田施設整備課長 それでは、第14号議案、市立由井第一小学校体育館改築工事請負契約の締結について御説明いたします。

由井第一小学校の体育館ですが、平成17年度に耐力度調査を行っております。平成18年度には実施設計を行っております。それで、今年度体育館を改築するということで、この工事請負契約を締結するというに進めております。

詳細については、田代主査のほうから御説明いたします。

田代施設整備課主査 御説明させていただきます。

由井第一小学校体育館改築工事ですが、ただいま解体工事のほうに着手しておりまして、建築工事は7月着工予定でございます。

規模は、延床面積1,170平米でございます。内容としましては、アリーナ、ステージ、男女更衣室、男女トイレ、あとだれでもトイレをつけさせていただいております。それと器具庫、その他必要な体育倉庫という形になっております。

建築場所につきましては、現状の建物と同じ場所ということになっております。こちらにつきましては、4月13日付で仮契約が終了したということで、契約課より通知をいただいております。

以上でございます。

小田原委員長　　ただいま施設整備課の説明は終わりました。本案について御質疑ございませんか。

齋藤委員　　前回の第三小学校のときにも質疑させていただいたんですけれども、毎度言っているんですけれども、これからの学校を防犯ですとか防災、いろんなことを考えて地区の方の中心的なことも担っていくときに、専門家の御意見をぜひ聞いていただきたいということを再三申し上げて、第三小学校のときに聞きましたかと言ったら聞いていないということで、どうして聞けなかったのでしょうか。金銭的に、例えば大学教授のような専門家の方の話聞くのは、そんなにお金がかかるのか、私はわからないんですが、第三小学校もこれから間に合うのであれば聞いてくださいと前回申し上げて、それはそのまま保留になって、お答えをいただけてないんですね。

今回また由井第一小学校の体育館の改築という形なんですけど、ここにもちょっと書いてあるとおり、やはり何か問題があったときには当然防災の拠点にもなるわけで、この体育館の設計が建築学的にどうこうということ。強度的なことは当然当たり前のことなんですけれども、ただ、地域の万が一のときの拠点になるということ考えたときに、大学教授等の専門家のフラットな意見を聞いて参考にした経緯はございますか。

田代施設整備課主査　　申しわけございません。由井第一小学校の体育館ですが、基本設計という形ではなく、昨年度、実施設計という形から入りましたので、大変申しわけございません。そちらのほうまで確認する時間的余裕がなかったということで、防災に関しまして、建築会社と建築課のほうの基本的な知識の中でやっております。

齋藤委員　　建築会社のほうにしても、行政側のほうとしても、予算もあることですから、どうしてもこうしたほうがいいというのはわかっているんだけど予算的にできないとか、その苦しい立場はわかるんですよ。当たり前のことだと思っただけなんです。ただ、そういうものにとらわれない専門家の意見を聞けば、そんな莫大なお金をかけなくても、ちょっとここをこういうふうにすればこういうふうになるんだよというようなプランがあるのではないかと感じているんですよ。

それが、前、第六中学校のときには、地域の中で、設計の協議員の中に参加させていただいた経緯からしますと、どうしても、こんなことはできませんか、予算がないから無理です、こんなことはどうでしょう、いや予算がないから無理だ、この堂々めぐりなんですね。

でも、やはりこれは削れないんだと。ここは何としても頑張っただけで地域のためにこういう体育館をつくっていかねばいけないというような意見をしっかり聞いていくべきだと思っただけなんです。それによって、やはりこれは予算的にはどうしても無理だけれども、せめてこれとこれはこういうふうに取り入れようかという、よりよいものができ上がってくると私は思うんですが、時間的とかそういうことを考えたときに、そんなに難しいことですか。

萩生田施設整備課長　　齋藤委員のお話ですが、前回の定例会でも御議論いただきました。市役所の中にも生活安全部の防災課という防災を担っているセクションがありますので、お話を伺った中で、防災課とも話をして、どんな方法がとれるのか防災課のほうに相談しながら進める

ということも一つの方法論でありますし、齋藤委員がおっしゃいましたように、そういった専門の委員さんを検討会の中に入れる方法もあると思いますが、ちょっとそのへんを相談させていただきたいと思います。

小田原委員長 齋藤委員の質問は、専門家の意見を聞くべきなのだけれども聞いたのか、聞いていないという話ですよ。それに対して、聞けない理由、財政的に非常に難しいというようなことがあるのかと聞いているわけです。

萩生田施設整備課長 財政的には、専門家の意見を聞いてもそんなにはお金がかからないと思いますので、実際の予算執行の中では流用等の方法で対応できないことではないと思います。

齋藤委員 であるならば、今のお話の中でも、市の行政の中に防災課があるのはわかりますけれども、これは、本当に申しわけありませんが、平たく言ってしまいますと、同じ会社の中で話し合うことではないですか。こういうことがあってもそれは予算的に無理だと言ったら、やはり独断的なことも出てきてしまうと思うんですよ。もっともっとフリーな、とにかく予算のことは度外視してでも、ここはこういうふうにしていかないと今後の体育館はだめだというような、そういう意見をどんと、しっかりとした方の すみません、行政の方がしっかりしていないというわけではないですが、聞けるのであるならば、ぜひ取り入れていくべきだと思うんですけどもね。こういうものが出るたびに思うんですよ。

小田原委員長 齋藤さんが専門家の意見を聞けというふうに言っているその専門家というのはどういう人で、どういう意見を齋藤さんとしては求めているらっしゃるんですか。

齋藤委員 かつて私は第六中学校のときにいろいろ意見を言ったときに、予算がないというようなことがとにかくがんがん出てきてしまうのと、万が一のときには学校だって停電するだろうとか、水が出なくなることもあるというお答えを聞いたんですよ。今の小田原先生の話からすると、例えば海外のほうで大きな地震だとかそういうものが起きて、体育館だとかそういう公共の施設に避難しているのを見ますと、前にもお話ししましたが、いいか悪いか別問題としても、パーティションみたいなものがあるとプライバシーのものなんかを区切って、そこらへんの対応を見ていると、非常にうまくできているなど感心するときがあるんですよ。日本で何か災害時のテレビ報道なんかを見ますと、相変らず平の床のところに毛布が配られて皆さん雑魚寝状態で過ごされるというのが現状じゃないですか。そのあたりのところを専門に研究している大学の教授の方々がいらっしゃると思うんですよ。そういうような方々の、最新の防災というものを考えたとき収容施設としてどういうことが考えられるという意見が、なかなか進まないというか、ずっと旧来どおりですよ。その欧米のやり方がいいか悪いか私もわからないんですが、ただ向こうはすぐパーティションで区切って、簡易ベッドもすぐ設置してしまいますね。ある程度大人数で生活していてもプライバシーはしっかり隠している。

私の親戚が新潟にいて実際にあの地震を経験しているんですが、若い人たちは体育館に一たん行っても、とても生活できない、無理やり車の中で生活していたなんていう話を聞いたこともあるので、もう少しいろいろな案を考える必要性というのはある。そういう意見であります。

細野委員 予算の件ですけれども、防災課の話がありましたよね。体育館は教育施設だけに限

るのではなくて、コミュニティ施設として考えるということは、少子化のことを考えたらこれからものすごく大事かもしれない。ここは恐らく23区からの避難民があふれるでしょう。そうしたら、そういうときの受け入れの施設でもあるわけです。そうすると、ここをそういう防災拠点にするための費用については、防災課なりが自治省とか何かに、近々こういう予算枠がありますよということを聞いてきて、文部科学省の補助金と合算してどういう形になるかとか、そういうような議論はしたのかどうなのかということ、齋藤さんの補完的な質問としてしたいと思います。

萩生田施設整備課長 防災課のほうにも今の細野委員のお話を伝える中で、とういった方法がとれるか、ちょっと検討させていただきます。

小田原委員長 ただ、お二人の委員のそういう意見を聞いたのかというのは、要望を背景に置いて言っているわけなんだけれども、意見を聞いてこういうふうにしたほうがいいという形で、設計を変更することは可能なんですか。

萩生田施設整備課長 この由井第一小学校については、もう設計まで終わってしまっていて、今工事の締結の段階ですから、変更はちょっと難しいと思います。今後の新しい改築事業なり増築事業なりについては、今委員さんがおっしゃったようなことについては、一定のそういったことを踏まえる中で考えてやっていくことは可能と思います。

小田原委員長 そういう返事ですが、いかがですか。

細野委員 これはもうしょうがないですね。だから、関連質問として、次回あたりから、基本設計のところではそこは十分考慮してほしい。これは一つの要望です。

小田原委員長 そういう要望があったけれども、それでよろしいということではいいんですか。

萩生田施設整備課長 どういう方法がとれるか、関係所管を回ったり、あるいはいろんな機関にも当たらないとわかりませんので、今の段階では前向きに検討させていただくということで、申しわけないんですけども、お願いしたいと思います。

細野委員 関連ですが、ちょっといいですか。たぶん後でまたビジョンの話になるかと思いますが、八王子は子どもたちにとって安全・安心のまちとして、日本でもその指折りのまちになるというのは、一つのまちづくりとしてはとても大事な話だと。それは若手の人口を呼び込むためにも、ものすごく大事なんですよ。そういうところから考えて、じゃ、体育館はどうすべきなのか。教室はどうすべきなのか。さっきの話ではありますが、体育館は広ければそれでいいだろうではなくて、この前の中越地震のときには、車の中に入って一酸化炭素中毒か何かで死んだなんていうのもあるわけですよ。何でそんな危険までしなければいけないのか。それは、この体育館がだめだからです。そんなことを考えたときに、コミュニティ施設の中を教室として使わせてもらうんだというような逆転した発想が必要かもしれない。そんなことを少し考えてほしいですね。私は皆さんに言いたいんだけど、教育だけで閉じられるのではなくて、全体で生活しているという空間の中でどういうふうに教育をとらえるかというふうに、発想を変えてほしいと思っているわけです。

小田原委員長 今の防災の話もあるから関連でお聞きしますけれども、震災等があったときに

防災拠点となるのは学校になる。避難場所は学校というふうに指定もされていますけれども、そのときに避難場所となった場合の学校の管理は、教育委員会ですか、どこですか。

田代施設整備課主査 基本的には教育委員会です。市から避難所を開設するという事になれば、教育委員会の職員がそこで開設に当たるという話になります。

小田原委員長 そういう話になっている？

萩生田施設整備課長 災害が起きたときに市役所内部では災害対策本部というのができると思います。本部のことは詳しくはわからないんですけども、それぞれの職員がどういう業務を担うかという規定がしてあります。その規定に従って、それぞれのセクションの職員がどういう業務に当たるかということにはなっていると思うんですけども、細かい規定までは十分把握していません。学校についてどういう形で運営するか、細かいことまでは、すみません、把握しておりません。

石垣学校教育部長 避難所の開設については、学校教育部あるいは生涯学習スポーツ部で開設するという役割を担っております。

小田原委員長 教育委員会の責任で開設するわけですか。

石垣学校教育部長 それは、防災対策会議がありますから、その中で避難所ということで位置づけをされております。その任務に基づいて避難所を開設していくと。あるいは、各課におきましては、避難誘導とか食料の調達ですとか、そういう役割がそれぞれの中で決まっております。

小田原委員長 決まっているんだけど、教育委員会が避難所を開設するわけではないでしょう。

石垣学校教育部長 市として。

小田原委員長 市としてやるわけでしょう。そして、教育委員会の職員の皆さんも、教育委員会として働くわけではなくなるわけだね。

石垣学校教育部長 そうです。

小田原委員長 学校の先生も、そういう業務につくときには、教育委員会から離れるわけですよ。たぶん兼職か何かにかかるはずだと思いますよ。その条例か規則か何かつくっていると思うんですけども。そういうことを考えていったときには、教育委員会だけでは、こういう防災拠点というのは考えてはだめだと。ここは体育館として皆さんが考えた。今、委員の皆さんが言っていることは、そうじゃなくて、もっとコミュニティの役割を担った体育館あるいは避難所としての体育館というものを考えると言っているわけです。そうすると、そういうところに投げて、予算の関係もあるだろうから、今のコミュニティあるいは避難所、そういうところに対応できるようなものにするには、やはりお金をかけなければいけないんだというのは、教育委員会として言うのではなくて、そっちのほうから言ってもらう、そういう視点が出てくるのではありませんか。どうですか。

齋藤委員 私はすぐカッカして意見を言ってしまうので、きょうは一生懸命落ち着きながら言おうかと思っているんですけども、第三小学校のときにも第六中学校のときにも、実は

同じ話を私はさせていただいているんです。そのたびに「前向きに検討します」というお答えをいただいているんですよ。やらないというものを含めた前向きに検討するという言葉ではなくて、本当に前向きに検討していただきたいんですよ。それが莫大なお金がかかってやりたいのはわかるけれどもできないんだというのだったら、またこれは考えていかなければならないことですよね。ただ、今のお話を聞いても、意見をまず聞いてみて、それがどこまで具体化できるのかを検討することには、お金はかからないと思うんですよ。

小田原委員長 たぶんそういうふうに聞けば、学校は場所だけ、体育館は場所だけあればいいんだという答えが返ってくると思いますよ。細野委員の話も含めてね。もっと別の形で、例えばパーテーションだったらパーテーションは別のところで考えるべきだという話になっていくんじゃないですかね。ただ、そういう方向がいいかどうか。さっき車の中の話があったけれども、車を選ぶのは選ぶ人の責任でやっている話であって、体育館に避難所としての設備を整えるよりは、仮設住宅のほうにもっと力を入れる方向での準備を進めるべきだという考えもあるかもしれない。だから、そこらへんは、前向きに検討するという返事ではなくて、もっと広く、八王子が防災都市としてどういうふうな対応を考えているのか。市民が暮らしやすいまちとしての一つの条件を考えているんだというような形で考える方向のお答えをしたほうがよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

萩生田施設整備課長 以前にこういった議論がある中で防災の担当者と話したことがあるんですけども、そのときにその担当者の話では、学校の体育館とか校舎を建てる場合には、体育館、校舎というのがメインになりますから、その視点で建ててくださいと。万が一のときというのはめったにないことでして、そういった場合には、そのときに防災所管のほうでいろいろと考えるんだと。とにかく体育館なら体育館、学校なら学校の機能としてまず建ててもらえれば、今の段階では担当者はそれでいいよというお話をいただいたことは、事実としてあるんですね。ただ、この委員会の議論の中で、もう少しそれを踏み込んだような議論もありますので、もう一回所管にも投げる形の中で、内部でも検討させていただきたいと思います。

細野委員 じゃ、やっぱり専門家に相談したほうがいいのかもしれないな。防災会議みたいなのところで。

小田原委員長 もっと広げて、防災会議なら防災会議。例えば八王子桑志高校、八王子拓真高校というのが新しくできたよね。そこの体育館というのはどうなっていますか。

萩生田施設整備課長 承知しておりません。

小田原委員長 富士森高校が新しくできたときに、そういう対応を考えていました？ だから、そういうところも含めて、都はどういう考え方を持っているのか、市としてはどういうふう考えるのか、もっと広げて、大きく構えて。いろんな形で意見を聞くということは一向に構わないわけで、金がかかるところには聞かなければいいんだから。

細野委員 これは日本人全員がそうだと思うんだけど、まれにしか起こらないとか、何十年とか何百年に一回しか起こらないとか、戦争なんて起こらないとか、そういうことでやっていて、いざ来るとわさわさとやっちゃう。3、4年ですよ。アメリカとか欧米は、ゲノムの話

なんてもう30年くらいかかっている。日本なんて到着するまでにたった3年ですよ。それでは深い議論なんかできないの。災害とか震災もそうかもしれないけれども、そういう問題というのは、起こったときのことを考えたら、万全の仕事をしなきゃいけない。ただし、費用対効果はもちろんありますよ。でも、それは、委員長がおっしゃったように、議論すべきことはやっぱり議論してもらいたい。実際にどうか検討しながらする。動かなくてもいいんですよ。ただ、こういうケースもあるからということをやっぱり考えておかないといけないし、八王子自身だってそんなに地盤は弱くないですよ。ただし、23区から押し寄せてくるのは目に見えているわけ。そのときにどうするかというようなこともやっぱり考えてほしいし、国だって23区の避難先として考えているのだから、それだったらそれに対する予算づけがあるかどうか。なかったらこっちから言うべきかもしれないし、当然僕はあると思いますよ。そういうところの話というのはやっぱりやるべきだし、もし内部だけでやるのでなければ、外部の力をかりるということがあっていいかもしれない。ということをお考えください。

小田原委員長　そのほかにいかがですか。水周りはいいですか。

川上委員　先ほど、このニーズは、体育館はそれこそ体育館のためにだけつくればいいというふうな、そちらの防災のほうはそうかもしれませんけれども、教育委員会として体育館を使う用途はいろいろあるでしょうということで、ここにたくさん人が集まる場合もある。それから、今あったような災害のときに人がたくさんここに避難することもあるということと考えたら、お手洗いの数が少ないんじゃないですかというのが、最初にこの設計図を見たときの正直な感想です。

もう一つ、式や何かのために舞台をつくっていますね。舞台をつくと、舞台の下というのは空洞ですよ。そこに何か物が入るのではないか。空き教室にお水だとか乾パンを入れているというようなこともあって、そういうところには簡単に入れられるんじゃないかというふうな気がちょっと……。これは展開図だけで縦の線がないので、平面しかない。そういうことは当然現場で、こうだったらいいなというのは、ちょっとこれを見ただけでも、これができるのではないかということがすぐわかるのではないか。

それから、先ほどの前向きな検討ですけれども、私はここへ来て2年近くになるところですがけれども、最初に来たときに、どこかの体育館をやるときに、今と全く同じ話をしました。この設計が今年の9月からということだから、それ以前にその話があったので、結局、その前に議論したことはどこに行っちゃったのかしらと。また、きょうここでこの時間を使ってこの議論をしなければならないということは、私だったらあり得ないかなというふうに思います。ちょっとどういうふうな仕組みがよくわかりませんが、ここは同じことを議論する会議ではないのではないかと考えています。

現場からではないですけれども、思い、これを見て正直な感想です。

細野委員　徐々には進んでいるんですよ。ある程度ちょっと話し合ったとか、そこまでは行ったんですよ。その次、ここではらちがあかないな、もう少し議論を深めるなり広げるなりして対応しよう。

小田原委員長　基本設計、実施設計の段階では、実際にその学校の校長も入っているわけでしょう。

田代施設整備課主査　設計の段階では、学校側とは十分調整しながら、学校の要望等も取り入れながら設計作業を進めてきました。

小田原委員長　そういうとき、「取り入れながら」じゃなくて、そういう要望があったけれども却下しましたという部分を言ったほうがいいと思うんだ。その理由もね。だから、たぶん学校のほうでは、外側にも水道をつけてくれとか、手洗い場、足洗い場をつけてくれとか、何か言っているのではないかと思います。舞台の話がありましたけれども、舞台の上にキャットウォークをつけてくれとか、照明も何とかやってくれとか、コンセントをたくさん壁につけてくれとか、そういうことについて聞いた部分はもう十分聞いた、聞かなかった部分というのはどういう部分か、そういうようなことがあれば。

田代施設整備課主査　具体的には、由井一小の体育館では、ステージの上の部分に2階で放送室をつくってほしいという案が出されました。そうした場合には、今、ハートビル法と条例でエレベーターをつけなければならないということで、これは絶対できないと。放送室という形は、2階部分になってしまいますと、エレベーターをつけなければいけない。

小田原委員長　2階にしなければいいわけでしょう。

田代施設整備課主査　そうです。ですから、1階に放送コーナーとして設けるという形で設計のほうは進めさせていただいたという経緯がございます。最初は2階の放送室の要望がかなり強かったんですけれども、建築指導課等と内容を確認したところ、エレベーターが必要になるということが出ましたので、そちらのほうを学校に伝えて、放送コーナーとさせていただいたというところがあります。

川上委員　じゃ、もう一枚設計図があったのね。

田代施設整備課主査　要望としてあったという形です。それは設計のほうに反映はしていません。

小田原委員長　舞台平面を広く使うというのが学校の考えだろうと思うんです。だから、2階に欲しいという話だったと思います。トイレの数も、大体このとおりで？

田代施設整備課主査　トイレのほうは、建築課と調整しまして、平均で何名ぐらいの利用があるのかという形、最大では見ておりません。例えば最大入る人間がいたとしても、それは長くても1時間から2時間であろうと。そうであれば、数としては十分足りるだろう。あと、最悪の場合には、校舎のトイレも近いところにありますので、そちらを利用すれば十分足りるだろうということで、この数に落ち着いております。

小田原委員長　施設整備課の言えない部分を言えば、前回、三小でしたか七小でしたか、同じような議論をしたときに、この基本設計の段階に入っていたと。だから、同じような議論になって大変申しわけないという気持ちがあるんじゃないですか。というふうに思いますけど、そうじゃない？ 行政の継続性がなかったということでしょう。

田代施設整備課主査　トイレの問題でしょうか。

小田原委員長 いやいや、同じ議論を繰り返してしまったということは、この段階では大筋基本設計ができちゃっているところだったので、同じような議論になって大変申しわけないというような話じゃないのかなと、私なんかは思っているんですけどね。だから、これからは、課長のお話のように、前向きに、皆さんの時間を無駄に使わないようにいたしますということでよろしいですか。

では、お諮りいたします。第14号議案については、このような形で決定するという事に御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第14号議案については、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、協議事項に入ります。

平成20年～22年度実施計画(教育委員会所管分)の策定についてを議題に供します。本件について事務局から説明を願います。

穂坂学校教育部主幹 それでは、平成20年～22年度実施計画の策定について、説明させていただきます。

この事業計画は、20年度から3年間に新規に実施したい事業につきまして市長部局に要求いたしまして、最終的に理事者の査定を受ける中で新規事業が決定してまいります。昨年、採択された事業については、各所管から新規要求された事業の全体の2～3割にとどまっている厳しい状況がございます。要求する事業については、本日の定例会を受けまして、市長部局に要求していきたいと思っております。私どもが提出しようとしているものの提出期限は今月18日と既に過ぎておりますけれども、本日の教育定例会の協議を終了した後に提出するよう担当所管と調整させていただいております。本日、事務局案を御説明したうえで、各委員さんからの御意見等をいただきまして、要求する事業を決定していきたいと考えております。

それでは、学校教育部分からになりますけれども、お手元に配付してあります資料に基づいて説明させていただきます。学校教育部のほうは2部に資料が分かれておりまして、実施計画、こちらのほうから説明させていただきます。

まず資料の1ページ目、「学校教育部実施計画(20～22年度)」となっておりますけれども、ゆめおりプランの大綱別の第3点といたしまして、その下にありますけれども「だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまちの実現」というのが掲げられております。そこで、学校教育部分につきましては、そのうちの第1章「生きる力を育む教育」というものになっておりまして、そこで節が3つに分かれております。それがお手元にありますから「学校教育の充実」「特色ある学校づくり」「開かれた学校づくり」の3節に分かれております。その右側にあります時代の変化に伴う教育課題への対応以下11項目ございますけれども、これがそれぞれの施策の展開ということで、学校教育部が目指す方向という形になっております。

これに従いまして学校教育部としては事業を進めていくわけでございますけれども、その下の項目別の事業というところでございますが、これにつきましては、それぞれの節の1番「学校教育の充実」の中の中事業レベルとして主なものをここでは上げさせていただいております。教育指導、教員の資質向上、学校運営管理など、こういった中事業レベルがございまして、裏面の2ページになりますけれども、学校の増改築、高尾山学園の運営、心の教育と心のケア推進、ここまでが「学校教育の充実」でございます。その下の「特色ある学校づくり」につきましては、特色ある学校づくり事業、地域運営学校の設置、部活動の推進というものをここでは取り上げさせていただいております。それから、3節といたしましては「開かれた学校づくり」、これについては子供の安全対策と地域との連携、こういった事業が中事業として掲げられております。

これらの事業展開を、3～6ページにございます「中事業・細事業一覧」になりますけれども、3つの節の「学校教育充実」に対する中事業、そしてそれの中の細事業というふうに整理をさせていただいております。そこに、「・」の太字網掛けの部分が今回の新規事業として、また「・」がない網掛け太字はレベルアップ事業で、実施計画で要求する事業に当たります。

それに基づきまして、これらの網かけの部分を集約しましたのが、もう一つの資料になりますけれども、「実施計画新規要求事業一覧」であります。この新規要求事業一覧につきまして説明させていただきます。

まず1番目、教員研修でございますけれども、市全体の教員の指導力向上を図るため、経験豊かな力のある教員を対象に研修を行いまして、その研修の修了者の中でさらに評価の高い教員を講師などとして他校へ派遣すること。また、管理職を対象に経営力を高めるため管理職研修を実施するため、その予算措置を要求するものでございます。

2番目の教育支援人材バンクですが、現在、各学校の外部人材の活用につきましては、有益的に活用できない部分がございます。あるいはボランティアとして活動したい人材が埋もれている課題があることから、学校教育の一層の充実を図るために、学校と地域登録者のコーディネートをする人材を育成いたしまして、各学校にバランスよく適切な人材を派遣できるシステムを構築する必要から、その予算措置をするものでございます。

3番の登校支援センターは、臨床心理士の増員を図るとともに、全小学校にメンタルサポーターを配置して、小学校段階から支援を充実させるものでございます。

4番の総合教育相談は、相談員1名の増員を図りまして、学校対応が困難な事例について関係専門機関との連携強化を図るものであります。

5番の特別支援教育は、文科省の基準に合わせ、各校1名の特別教育支援員の配置を行うものでございます。

次ページの6番の学校ホームページへのCMS導入は、学校ホームページを完全に更新できるシステムを導入いたしまして、学校ホームページの充実を図るものでございます。

7番の学校改築は、児童生徒の安全性の確保を図るため、耐震性の劣る校舎、体育館などの改築を行うものでございます。

8番の学校増築は、児童数増加に対応するため、小学校2校の増築を要望するものでございます。

9番の学校一般営繕工事の給水設備、校庭整備、屋上防水、電気設備工事につきまして、老朽化した学校施設の改修を図るために要求させていただくものでございます。

10番の施設買取りにつきましては、立替施行いたしました中学校の増築を予定している学校もございまして、増築する場合の国庫補助を受けるために、買取りしていない部分の買取りの必要から要望するものでございます。

11番、情報教育の推進。

次のページの12番の校内LAN整備につきましては、機種のがくになりましたパソコンの更新、あるいは校内LANの整備を図るものでございます。

13番の行政情報端末の配備につきましては、学校にある現状の台数では事務処理に支障を来していることから、増設を要望するものでございます。

14番の地上波デジタル放送対応については、現在の教育用のテレビはデジタル対応ではなく、これをデジタル化対応にするためのものでございます。

学校教育については以上でございます。

米山生涯学習総務課長 それでは、生涯学習スポーツ部の資料をお開きください。「実施計画新規要求事業一覧表（生涯学習スポーツ部）」になっておりますが、最初に4ページをお開きください。平成20～22年度実施計画の策定に向けた事業について御説明します。

これはプランの位置づけでございますが、政策的項目としては「生涯学習の推進」から「文化の保存継承」、項目別に細目では「生涯学習環境の充実」から「博物館機能の充実」までございます。

項目別事業で今回の実施計画で要求していく主なものは、まず 生涯学習の推進。生涯学習環境の充実では、生涯学習プランの見直しを図るほか、青少年の海外交流、放課後子ども教室の実施予定でございます。また、図書館機能の充実では、図書館システムの更新、学校図書館の支援、地区図書室の分室化。

生涯スポーツの推進。生涯スポーツ・レクリエーションの振興では、運動施設予約システムの再構築。スポーツ環境の整備では、富士森公園野球場のスコアボード等老朽化した運動施設の改修やトイレの改修でございます。

文化の保存継承では、文化遺産等の保存・活用で、国史跡八王子城跡の保存整備を推進するとともに市内文化財の調査。また、博物館機能の充実では、老朽化した郷土資料館の改修や子ども科学館の展示物の更新を考えております。

5ページをお開きください。「生涯学習スポーツ部の中事業・細事業一覧」でございますが、これについては課別にまとめてあります。ゴシック体が、平成19年度から新規事業として認められて、今事業をしている最中でございます。それから、網かけについては20年度の新規事業、網かけの黒ポチがレベルアップ事業になります。5ページ目が生涯学習総務課、スポーツ振興課、次の6ページ目がスポーツ振興課になります。スポーツ振興課は下のほうにござい

ます。それから7ページ目になります。学習支援課、ここは新規はございません。文化財課については、例えば埋蔵文化財調査費の中の黒ポチが文化財調査という、その一部をやるという形の事業になります。それから体育館、図書館、こども科学館になっております。

それでは詳しく、1ページ目にお戻りください。

まず1点の、生涯学習推進では、放課後子ども教室、これはレベルアップ事業になります。それから、旧陵南会館敷地建物解体撤去、これは新規になります。それから、3の学校図書館サポートセンター、これについては子どもと本を結びつけるノウハウを持つ公立図書館が各学校図書館の充実に向けて人材と資料面を支援する内容でございます。4の図書館情報化推進事業では、「知」の情報拠点となる図書館の充実が必要であるためということです。5番の地区図書室分室化、多摩地区隋一の広大な地域でございますので、市民が身近に利用できる図書館の設置を求められるため分室化を図りたいということでございます。

続きまして、生涯スポーツの推進でございますが、富士森公園野球場のスコアボード改修、これは大きな大会を前に八王子市を代表する野球場として改修する必要があるということです。

次のページをお開きください。7番の運動施設予約システムの再構築事業でございます。これはシステム導入から8年が経過しまして、まずサーバー、利用者端末等の製造が中止になって、機器の故障の対応が難しい状況になっている。それから、システムの予約やペナルティー機能の不都合等で、これを新たに再構築したいという内容でございます。それから8番テニスコート改修、9番野球場の改修、10番プール改修、11番陸上競技場の改修、12番富士森公園野球場一・三累側トイレ改修、富士森テニスコートの管理棟新設工事、浅川ゆったりロード改修等がスポーツ振興課に属する部分で、老朽化等の形で市民の利用者の利便性とか快適性をアップするため、あるいは安全のために改修を計画しております。それから15番市民体育館の耐震補強工事でございますが、これは平成17年度に実施した耐震診断で屋根部分の補強が必要という形の中で、平成19年度見送られましたので、20年度新規に要望していくものでございます。それから16、17は、老朽化のため修繕工事を行うものです。

それから文化の保存継承ですが、18番国史跡八王子城跡保存整備事業については、100名城に指定されたことから、ある程度整備をかけたいというレベルアップ事業になります。それから、市内の文化財調査。あと、郷土資料館約40年たっておりますので施設改修。あと、郷土資料(井上コレクション)の購入ということで、貴重なコレクションがございますので、これを購入していきたい。それから、こども科学館については、レベルアップして新規展示物の制作を引き続いてやっていきたいという形になります。

生涯学習スポーツ部からは以上でございます。

小田原委員長 事務局からの説明は終わりました。本件について御質疑・御意見、あわせてお願いいたします。

齋藤委員 このやり方なんですけれども、ずいぶんたくさん項目がございますよね。事前にいろいろ読ませていただくと、ちょこちょこ質問したり聞きたい内容があるんですが、どういうふうに……。

小田原委員長　　じゃ、学校教育部からいきましょう。学校教育部は、ゆめおりプランに基づくフローチャートの形の事業説明があって、中事業・細事業の一覧があって新規事業というように、3部形式になっていますが、その1部についてはいかがですか。このゆめおりプランは変更ないわけですね。

穂坂学校教育部主幹　　そうです。そのままです。

小田原委員長　　これにかかわって中事業・細事業、対応するかどうかという問題がありますけど、その中事業・細事業についていかがですか。

齋藤委員　　では、最初に1番のところ、一覧表の中から、教員研修のところでお伺いしたいと思います。

これを読んでいてちょっと思ったんですが、来年度から3年間かけて新しくレベルアップしながらやっていこうということだと思うんですが、現実問題として、例えば能力の高いスーパーティーチャーと言われるような先生が、教育委員会の補完教員として仮に認定したとして、ここに書いてあるように他校へ派遣、行く時間が現実にありますか。現場のことを考えると、言っている文面としては非常にいいお話なんですけれども、具体的には苦しいのではないかなという感じを私は読んだときに直感的に思ったんです。特に中学校は難しいかなと。

それと、これに関連して考えることは、ベテランの先生を模範教員として認定していくとか、これもひとつの方法ではあるかと思うんですが、2007年度問題というのか、新人の先生方がどんどん増えてきている中で、その先生方を教育するためのひとつのやり方なんだろうけれども、もう少しダイレクトに新人を育てていく方法を考えていくことを具体的に策定していく必要があるんじゃないかなと思ったんですけれども。

由井学校教育部参事　　教員研修の部分の基本的な考え方は、教員の大量退職時代ですから、そういう技術、さまざまなノウハウを持っている方々が退職してそういう技術を伝えていかなければいけない。ですから、対象は今回のようなスーパーティーチャーという方が研修して、それを伝えていけるようなシステムをつくっていきたい。研修という意味と、一つは他校に行くということを考えれば、基本的には休業中かなと思います。ですから、自分のやってきた授業のビデオを見てもらうとか、実践を紹介してもらうとか、そういうのが中心になると思います。時間があれば平日の授業の後でも構わないです。あとは、公開授業等を通して、これは研修会等ではなく、公開授業等に来ていただくことで、授業について議論していただいたり、そういうことを考えております。

齋藤委員　　つまり対象としているのはベテランの現職の先生ということですか。

由井学校教育部参事　　スーパーティーチャーという意味では、ベテランだけでもないかもしれない。中堅あたりでもかなり力がある先生というのは聞いていますので、それはあると思います。

それから、先ほどおっしゃっていた新人に対する研修については、ここにはありませんけれども、もちろん別にやっております。

小田原委員長　　よろしいですか。「他校への」の「の」は誤植として、「活躍させる」というの

が何だかわからないんだよね。ここだけ具体的でないわけよ。次の管理職研修もそうなんだけれども、「認定し、講師等として」、この「等」は要らないんじゃないかなと思うんだな。むしろ「等」を入れるとすれば、「他校等」なんだろうね。派遣して、教員の全般的な指導力の向上を進めるとか、推進するとか、図るといふような言い方なんだろうと思いますね。

これは、うちは初めてやるわけだけれども、もう各県で始めている話なんですよ。それをうちも取り入れようということだろうと思うんですね。それよりももっとダイナミックに考えたほうがいいんじゃないかと言われたわけだから、それについてはどうなんだというのが欲しいね。ありませんか。

由井学校教育部参事　研修という意味ですか。

小田原委員長　一応教員研修で、スーパーティーチャーだけで新採教員だとか教員指導力低下が改善されるんですか。

由井学校教育部参事　新採教員については、センターのほうで校長 OB の方々が学校を回って授業を実際に見ながら状況を把握して、指導主事と対応しながら指導していくシステムもっています。また、学校の様子ですとか学校の経営や状況の把握、(2)も含んでございます。経営の状況把握のところではいいですと、これも指導主事の訪問ももちろんですけども、センターにいる退職された校長先生を活用するシステムを今つくっているところで、一学期中には学校訪問ができるような形をとっていきたいというように考えております。

小田原委員長　そういうようなことを入れればいいんだね。そうすると交通費がかかるとか何とか、そういう話だったよね。公用車を使うんでしたっけ。

由井学校教育部参事　そうです。

小田原委員長　それは金がかからないのか。ダイナミックかどうかわからないけれども、いろいろ考えてはいるということのようですね。

細野委員　ちょっといいですか。前に、初任者、10年選手とかそういうので、研修のプログラムみたいな一覧表を見せましたよね。それはこれに関連しているのかしら。

朴木指導室統括指導主事　今の参事の話も含めまして、新たに教員研修の全体図といったものをつくって、どういう形で教員の経験、能力に応じてやっていくのかというのは、細野委員がおっしゃったように、今年度中につくりたいと思います。先ほど齋藤委員がおっしゃったような若手教員の研修については昨年度までに、初年度から4年次までは、一応研修体系ができています。授業力の向上を確認して、今は4年次まではやっています。

今、ベテラン教員を活用したいということで参事から話がありましたけれども、これを新たに加えたい。管理職の能力を高めたいということで、このような新規事業の要求をしたいということでございます。

細野委員　ついでに質問ですけども、10年選手の研修というのは法定化されているわけですね。その人たちが帰ってきてからどういう活用をされているのか。

朴木指導室統括指導主事　10年目を経験した教員は、国指定研修として行っております。校内で3時間、校外で3時間、そしてそれらは、例えばパワーアップ研修等の講師だとか、ある

いは主幹に任用されたような先生方においては、2年次、3年次の授業についてアドバイスする。本来のOJTを生かすような活用の仕方をしています。

細野委員　もう一つ。ここに書いてある模範教員というのは、年限的には、その年限と全く関係なくということで作るわけですね。その意味をちょっと知りたいんだけど。全く年限に関係なく、スーパーティーチャーというのは、若手は若手の模範的な人に指導してもらおうとか、中堅は中堅で、中堅の中のいい人に中堅の指導をもらおうと、こういう話ですか。

朴木指導室統括指導主事　細野委員がおっしゃったようなことも視野に入れなければいけないと考えておりますけれども、大量退職を前に、ベテランの教員の中から、授業力の高い人、師範授業ができる方とか授業そのものの組み方のアドバイスができる方、そういうベテランの先生をまず発掘して、そして人数を増やしたい。

それから、校内のOJTをやはり組み立てていかなければなりませんので、校内すべての接遇やマナーや、学校の顔として、あるいは核として、そういったことのアドバイス、日常からアドバイスできる人、そういう方を活用していきたいと考えています。

細野委員　具体的にそういうスーパーティーチャーを、例えば小中全部で百何校あるんだけれども、どれくらいの人数を考えているのかということがまず一つ。それから、もしその人たちが定年になったときに、教育支援人材バンクのほうに自動的に流れていくような仕組みづくりも考えているのかどうなのか。そのあたりのお話を聞かせてほしいと思います。

朴木指導室統括指導主事　今おっしゃったようなことも視野に入れて考えていきたいと思っております。

若手教員を育成する際に、そういう先生の活用というのは、やはり大事になってきております。人数その他については、まず自分が立候補、それから校長の推薦、教育委員会から、小学校教育研究会、中学校教育研究会で活躍されている先生は、こちらから見立て働きかけ等を含めて。人数については、これから検討が必要ですが、さまざまな視点から発掘、活用を考えています。

小田原委員長　議会答弁で終わってしまうので困るんだけれども、議会ではないので、もうちょっと明確なビジョンというか設計図を持って示していただかないとこういう話は進まない。

由井学校教育部参事　まず人数ですけれども、都のほうにも同じような認定講師というのがありまして、都の認定講師は10人前後です。

小田原委員長　八王子にどのくらい要員がいて、どのくらいを想定しているのか。

由井学校教育部参事　八王子でいえば、私どもの発掘する力にもかかってきますけれども、それを考えれば、その倍近くは発掘していきたいと考えております。

小田原委員長　希望的数字ね。

由井学校教育部参事　それから、その後の制度のことにつきましては、個人の希望とかありますので、人材バンクについては本人の希望がもちろんかかってきます。こういう方々のやる気の問題もあるでしょうし、最終的には入っていただきたいと思っておりますが、やはり本人の問題になると思います。

小田原委員長 本人のやる気の問題だって言うけど、やる気のない者はスーパーティーチャーであるわけがないんだから、そんな者を肯定してじゃ絶対だめですよ。スーパーティーチャー、学校訪問に行って、これはほかの学校の教員にも見せるべきだという教員がいるわけですよ。それを僕は報告書に書いて渡しているんだけど、そういうような人たちは皆さんが行ったときに発見しているわけですよ。発掘じゃなくて。

それから研究会を通じてと言っていたけれども、私が見ているところでは、研究会は非常に不活発。申しわけないけれども、一生懸命やっている先生方もいると思うんだけど、八王子は研究会そのものがよく見えない。だから、そこをもうちょっと表に出してやってほしいというのがあるわけ。研究発表も見せてもらったことがあるんだけど、どうもどこかの悪い傾向を受け継いでいて、どこかの大学の先生を講師として呼んできて、そこで総括するという内容で終わっちゃうわけ。指導主事の皆さんのこの受け継ぎ、伝統というのか悪しき慣習があるんだけど、御苦労様というような話をしながら持ち上げるわけですよ。いいことを言うんです。そんないいことなんかいいんだけど、例えば子どもたちを褒めて育てるといって、それをそのままやっているわけで、研究会そのものがあまり研究会になっていないというふうに私は思うわけ。

生涯学習のこども科学館にもよく言っているんだけど、理科の研究会があそこに来て何かやるということ考えたほうがいいのに、そういうようなことがあまり行われな。来ているという話は聞くけれど、どうもそういうところが不活発な感じがしますので、そういうところをもっと波立たせて掘り起こしていくとか、波を立てていくというふうな、それがたぶんダイナミックにつながっていくのではないかと思うんです。そのためにもっと金をかけると。

管理職研修を充実するという、こういうことではなくて、この右のほうにある実践的な管理職研修を充実していくことであって、これは個別研究等を取り入れて校長に、さっきのOJTの話がありましたけれども、学校でOJTをしなければ育っていかないわけだから、そういうところを進めさせるという、そういう話になっていくのではないかと思うんですけれども、いかがですか。

齋藤委員 小田原先生のお話の中にもあったんですけど、私も自分で講師の経験なんかから見ますと、現場にいる先生の中で、この先生の授業はすばらしいな、参考にしたいなと思うことがあるじゃないですか。そういう先生に限って、これは私がたまたま見たことかもしれないけれども、決して反体制じゃないですよ、体制に逆らっているとかじゃないんだけど、自分の携わっている子どもたちの面倒に一生懸命だと、それでもういっぱいいっぱいなんです。一生懸命やられているものですから、そのための研究を自分でして、やはり時間的余裕のない方が多くて、そういうすばらしい先生というのは恐らく、さっきの話ではないけれども、自分から立候補してやるという余裕がないと思うんですよ。恐らく「御協力いただけませんか」と声をかければ、やられると思いますけどね。

だから、先ほどのお話の中で、そういうスーパーティーチャーを発掘、小田原先生はあえて発見というふうに言い換えましたけれども、それは本人からの立候補とか校長の推薦ではなく

て、指導主事の方々がどんどん現場へ出て行ったり、我々も一緒に見に行ったりして、「あの先生はいいんじゃないの」というような方を自分たちで見つけ出す姿勢は必要なんじゃないかなというふうに感じます。

由井学校教育部参事 そのようにやっていきたいと思います。先ほど私が申し上げた「本人の意志」というのは、次の2番の教育支援人材バンク、退職後というイメージでお話をさせていただきました。教員研修のほうのスーパーティーチャーについては、こちらのほうで発見してどんどん活用してまいりたいと思います。

細野委員 ちょっと待ってください。そういう意見もあるんだけど、それも大事かもしれないけれども、もう一つは、管理職研修というのは何でやるのか。経営感覚をつけるとか、教員に対する目配りあるいは目利きができるような能力をつけることなんですね。そうすると、(1)の模範教員だって、当然各学校のトップが気づくはずですよ。気づかなければおかしいわけ。今指導主事が何人いるかわからないし、それだけ通常見ているわけでもないのだから。そうすると、トップの責任というか、あるいは能力に対する我々の要求というのはとても大きいわけですよ。そこを少し気づいてほしい。

それから1と2の教員研修と教育支援人材バンクというのは、八王子の教育を考えたら、独立ではないと思う。これは一体になってやるべきです。

ついでに、模範ティーチャーになるのだったら、それはもう人材バンクに協力してくださいね。それくらいいいんですよ。逆。あなたはベテランでやったのだから、こっちの人材バンクでやってもらいたい、そっちのほうを私はむしろ言ってほしいと思う。若手をどんどん育成するんだと。まず最初は校長ですよ。だから、言ってみれば(1)より(2)のほうが大事だということになりますよね。以上です。

石川教育長 関連して。発掘とか発見とかいう話が出ていますけれども、それは既に終わっているんですよ。というのは、人事考課制度を始めてもう6年くらいになるのかな。あとは、それをやって見つけたのを管理職がどう活用するかという段階に入ってきている。ですから、私は校長たちに、それをうまく使って校内研修の中でやってほしいということを言っているんですけど、そのへんのところがうまくいっていないんだよね。それを支えてやらなければいけないかなと思っています。

それからスーパーティーチャーの有効期間というようなことで、退職後もという話がありましたけれども、東京都がここで退職後の雇用形態をすこしずつ変えようとしています。特に来年からは。今までは、再雇用と再任用と2つに分けて採用していたんですね。

細野委員 どう違うんですか。

石川教育長 再雇用は3日型ですか、16日間。

小田原委員長 12日。今は短くなった。

石川教育長 12日でしたか。再任用のほうは4日雇用するという、大まかに言うとそんなところの違いなんですけれども、どうも再雇用のほうは、本当にその気になれない人が多いんじゃないかな。これからは再任用だけにしていく方向、このほうが大事ではないかというこ

とで、来年4月からはほとんど再任用になるようです。ですから、再任用を希望すれば、当然のことながらスーパーティーチャーの肩書きを持つような人たちも、引き続き学校では活用できるということになると思います。

細野委員 その予算づけみたいなのは、都のほうは結構やっているわけですか。

石川教育長 要するに、大量退職時代で、ことしの採用者は実は名簿が底を突きちゃっているわけですよ。名簿登載者、合格者だけでは足りなくて、結局、今までの補欠という者を出せなかったものですから、不合格者、要するに、今までの補欠とそれ以下の者の名簿の中から、学校に期限付任用という形で期限を限定して採用しているところです。

それは読み違いがあったということを行っているわけですが、一つには、せっかく名簿に載ったけれども、辞退する者が多くなっている。これは景気浮揚があって民間のほうに行っている者もいるでしょうし、意外にも思っていた以上に勸奨退職が多くなっているというようなことから不足している。これは全国的な傾向ですから、東京だけの話ではありませんので、経験を持った優秀な教員たちを再任用という形でもっと残したい。この活用をしていかないと、とても東京の教育は担えない。そういうことから、そういう方向性を出しているというふうに思っています。

小田原委員長 ほかにいかがですか。

校長先生がOJTという話を学校の中で話したら、OJTというのがわからない教員がほとんどだったという話があるんですよ。去年だからしょうがないかなと思うんだけど、そういう土壌がなかった。昔はあったけれども、最近はそういう器はなくなってきているというのが事実ですね。それと、これから最後の数年を頑張りたいという先生が、最近、勸奨退職で早く辞めていく傾向が出てきている。だから、そこをどう乗り越えていくかということを考えていかないと、新採だけ、いい新採をとるなんていうのは非常に厳しい時代になってきますから、中でどうやって育てていくかということをやっぱり考えていかないと、乗り切れないだろうと思いますね。

石川教育長 OJTについて、当然のことながら校長を育成するときは、先ほども話がありましたけれども、教員のうちからそれなりの資質を持った者を育てる必要があると思っていますけれども、当面は、次に続く副校長を何とか高めてやらない限りは、将来的にも非常に不安なわけで、少しでも質を上げるために、校長たちにはOJTをさせながら育成してほしいと言っているわけですよ。ところが、校長たちは自分の校長職で本来ならやらなければいけない仕事を副校長に押しつけているわけです。副校長はあまりにも仕事の量が多くなったものですからあたふたしちゃって、結局、今度、副校長は自分の副校長の仕事の主幹に押しつける。今、主幹が悲鳴を上げているようなところも現実には出てきていますね。ですから、仕事を任せただけがOJTではなくて、一緒にやっていくという姿勢が大事なんだろうと思うけれども、どうもそのへんのところがうまく伝わらないんですね。仕事をできるだけ任せてやらせるということが、やっぱり一番早い育成方法だろうというふうに思うわけで、そのことをできるだけやらせようということで行っているんですけども、どうも勘違いしている者もいるようで、

そのへんの取り組みが必要というふうには思っています。

細野委員 前に業務分担についての表の議論をしましたよね。あのあたりは、もう校長先生とかには行っているんですか。それを見ながら下ろしてやる。

石川教育長 要するに、校長の仕事というのは、4管理2監督なわけで、それを補佐する教頭は、4管理2監督がわからなければ補佐できないわけです。ですから、要するに、同じ仕事をやるわけですよ。その仕事をさせながら、できるだけ校長に就いたときにも、すぐにその対応ができるような資質をつくり上げてほしいということで、やらせてはいるんですけれども、なかなか難しいですね。要するに、指導する側の校長が、ただ単に仕事が減っただけというふうにとらえている者もどうも中にいるようで、本当に育てようとして仕事を与えているのかどうか。そのへんの検証もしないままに、大変な副校長達としては、自分たちがこれではもたないからといって、主幹制度ができたから、これ幸いと下に下ろしていく。確かに、能力のある者はそれですぐ育つと思うんですけれども、必ずしも全員が能力があるわけではありませんので、非常に難しい部分ではある。そのへんのところでのこ入れは必要だろうなというふうに思っています。

齋藤委員 ここで発言してもしょうがないことかもしれませんが、今の石川教育長のお話の中に、不採用の教員も取り入れていかなければならないような状況だというのは、たしか1年前か2年前か、教員がやはり足りなくなって回ってこなかった、東京都の読み違いだったということに対して、私もたしか発言の中で、そんなことはあり得るんですかというようなことを言ったのを覚えているんですけどね。2007年度問題というのは予想以上に大変な問題なのかもしれませんが、一たん不採用とした人間を採らなければならぬという状況というのは、ちょっと異常ですよ。これは市教委のこの場で話してもしょうがないのかもしれませんが、もっと先を読むというか、不採用の者は不採用で、新たに再試験をして、ちゃんと合格ラインに上がった者を採用していかないと、そんなことを繰り返していたら、現場は本当に大変なことになっちゃうだろうなと思いますけどね。こういうのは市教委あたりから上に言えないものなんですかね。

石川教育長 教員採用も、校長・副校長の選考も、必要数を見込んで採るわけですよ。要するに、資格試験ではないから。資格は、一応教員免許で資格ができています。ですから、免許を持っていれば、東京都はこのレベルで切りたいと思っても、そこで切ったときに、現実に足りなくなってしまうわけですよ。だから、その下の者も資格があるわけだから、これらを条件付で採用して、要するに期間限定で採用して、育ててもらって、来年度は、成績がよければ、できるだけ選考条件を有利に働かせて、そこで採用していくという方向性なんですよ。ですから、必ずしも合格ラインになかった教員がだめだということとは言えない。実践の場において、ものすごくすぐれた力を発揮する者もたくさんいるんですよ。昔、A、Bという採用区分があった時代に、Aは確かに試験の結果はいいですよ。だけれども、現場はどっちを欲しがったかということ、Bのほうを欲しがったんですよ。ですから、それは必ずしもだめな教員ばかりということではないと思います。

小田原委員長　この知り得た秘密ををあえて言えば、1番から10番まではきって、11番目から採りましょうという話がないわけではなかったでしょう。けど、そんなことはできませんから、1番から一応採りますけど、齋藤委員が心配していたようなことは、もう10年以上前から、こういう時代が来ることがわかっているわけだから、前倒して採用しようという話をしていたんだけど、前倒してやった場合には1人1,000万円かかるという計算を大雑把にしていけば大変なお金がかかるわけで、財政難の時代もあったわけだから、東京都は火の車だったから、とてもそんな余分に採るわけにいかなくなった。だから、教育長の発言のように、欠員になる、退職が見込まれる数だけ採りましょうということしかできなかったわけですね。

今大変な時代になっているのは、今度は教員が足りなくなっちゃったんですね。だから、新採の競争力がうんと下がっているわけですね。だから、多く見越して採ると、今度はそれこそ教員としての資質はいかがかという教員も採用、合格者として出しているのかということにいちやうわけだから、そこはある線で切る。その切ったところの不採用で、人物としては面接で点数がいいというような方を期限付でという、そういう苦肉の策を今とっているのではないかと思います。

だから、お金があれば、プールしておいていつでも採用できるという形。ただ、そうすると、合格したけれども採用がないという話になった場合に、そういう人たちをどうするかという問題が出てくると思います。

教育は、サービスを下げるわけにいかないから、何かプールするか、教員が多い学校をつかっておけばいいじゃないか。そうすると、ここは手厚く教育が行われているのに、今度は、ほかの学校にやらなければいけないとなったときに大変だということになっちゃうと、そのアンバランス。私たちとしては、言えるところは、いい教員をくださいというところでお願いするしかないかなと。

これについてはいいですか。　　よろしいですね。では、ほかの件でいかがですか。

齋藤委員　一つずつやっていたら大変な時間になってしまうので、簡単なお答えでいいんですけども、2番のところはコーディネーターというのが出てきて、いわゆる学校とボランティアをつなげるコーディネーター役というのは、私は研修で聞かせていただいて、第二中学校が今、特別支援教育の関係の研究をしていく中で、それにこだわらずに人材バンク的なものを構築して、オアシスといううまいものができ上がっているのは、非常にうまくいっているなというのは実践として感じたんですけどね。なぜあそこがうまくいっているのかということ、学校以外の地域の方で非常に優秀な方がコーディネーターとして就いたと。2人の女性の方ですけども、コーディネーターが非常にうまく取りまとめたというのが、これがうまくいく一つの目安だとちょっと感じたんですね。その中で2番のコーディネーターというのが出てくるわけですけども、たまたま第二中学校にああいう人材がいたわけですけども、このあたり、コーディネーターをどういうふうに登掘していこうと具体的に考えていらっしゃるのでしょうか。　　どういう方を目安にいらっしゃるのでしょうか。

朴木指導室統括指導主事　ボランティアに登録していただいたり、それに興味を示した方にボ

ランティアの研修会を年3回行っています。その中で、コーディネーターとしての働きかけと、コーディネーターとしてどういうことが必要になってくるのか、コーディネーターを置いていくことが必要なんだと。その中でコーディネーターを育てていこうということです。

齋藤委員　これが予算に関連してくるので、私は意見を強く言っておきたいんですけども、こういう方というのは非常に忙しくて、昼間学校をやっている時間帯に学校の中において、学校の様子を見ているコーディネーターしていくということになってくると、ここに謝金というのも出てきていますけれども、ある程度パートタイムの時給が出るくらいの謝金が払えて、それはお金ではないと言えばそれまでなんですけれども、コーディネーターの方にはある程度の常勤みたいなスタイルにもっていきけるくらいまでの謝金は考えていったほうがいいだろうというふうに私は思うんですけども、どうでしょうか。

朴木指導室統括指導主事　コーディネーターの方に謝金を措置していくことも一つの方法だと考えています。それからもう一つは、「NPO化」と書いてありますが、今年度、町田市は1,000万円の予算で、人材の登録業者の管理、これは学校からの求めに応じて適切な人材を派遣するシステムをつくりました。こういったものも参考にしながら、コーディネーターのシステムというのは考えていかなければいけないと思っております。

小田原委員長　そのほかいかがですか。学校教育部はよろしいですか。

齋藤委員　登校支援センターの話が出ているんですけども、個票システムというのが導入されて、非常に新しいシステムとして、これを読ませていただいたときに個人的に非常に興味を持っておりまして、横の連絡のためによく利用されるのだろうなというふうに思いながら、とりあえずスタートしているわけですよね。これがレベルアップということなんですけれども、今の現状はどうですか。

朴木指導室統括指導主事　昨年度、指導室では登校支援センターを設置し、個票システムを確立しました。このシステムを活用して、昨年度の不登校児童生徒数は前年度比91%と、約一割減りました。これは、個票システムが各学校に周知され、登校支援センターとの連携のもと、学校が組織的に不登校対策を講じられるようになったとともに、全市的に同じフォーマットのカードを用いて個別指導を行い、それを登校支援センターが統括することができるようになったことが大きな要因となっております。

個票システムの導入に当たっては、文部科学省の「新教育システム開発プログラム」事業に対し、人的配置にかかわる提案をし、認められ、中学校に加えて、小学校全校にもメンタルサポーターの配置が可能になりました。

小学校側からは、個票システムは、メンタルサポーターの配置による効果が大きいとの意見が多く、指導室も同じ認識です。このシステムの一層の活用のためには、次年度以降も小学校全校へのメンタルサポーターの配置が必須だと考えております。

しかし、「新教育システム開発プログラム」事業は、今年度で終了し、このままでは、来年度小学校へのメンタルサポーターの配置はかなわなくなります。そこで、来年度レベルアップをして、小学校にメンタルサポーターを全校配置できるよう予算措置を要望するものであります。

齋藤委員 一つ提案なんですけれども、私は地域の中で民生児童委員のほうも兼任させていただいているんですが、地域の中で不登校児というのがいた場合、学校との信頼感が非常に崩れてしまっている場合があるんですね。学校に不信感を持っていて行けないというケースも、もちろんそれがすべてではありませんけれども、あるということを考えたときに、この個票システムというのは私はおもしろいなと思っているんですが、つけているのは先生じゃないですか。いわゆる先生がつけていらっしゃるわけでしょう。それが情報として横に流れていくということ。だから、個票システムの提案として、今後広げていったときに、保護者の意見も、保護者が自由に書き込める欄をつくっていただきたいと思うんですよ。学校の中で先生と保護者がともにその個票システムをつくって行って、それが横に流れていくというシステムのほうがよりすぐれてくるような気がするんですけれども、どうでしょうか。

朴木指導室統括指導主事 今おっしゃったのは個人カードの部分、要するに、不登校児に対してどのような支援をすればいいのか。私たちは学校に来てもらうことも大事なことだと思いますけれども、その子にどういう支援が一番大切かというカードにしていかなければいけないと思いますので、このカードをつくるに当たっては、親との連絡も含めてやっているところがございませぬ。もちろん先生がつくるんですが、そういうことを含めて、保護者の意見として、あるいはその子にとって一番いい方法について、保護者や先生、教員からの視点も含めて、個人カードというシステムをとっております。

小田原委員長 ほかにいかがですか。

順番はこのままの順番で、重きが一番にあると考えていいかどうか。前回は特にないという話だったんだけど.....。

穂坂学校教育部主幹 今回は、学力の向上というか、そういうところを念頭に一応順番にしております。

齋藤委員 この資料の文言がそのまま何かの資料としてどこかへ提出されるわけですか。

穂坂学校教育部主幹 庁内的には、各課ごとに優先順位をつけて提出するというのがうちの内部の様式には載っておりますけれども、事業内容とか必要性とかそういったところは、すべてではありませんが、様式に記載をして出すようにはなっています。

小田原委員長 これが半分になるわけですか。

穂坂学校教育部主幹 かなり減らされます。ただ、ヒアリングをしまするので、そのときには当然これを活用して財政当局のほうに訴えたりというようなことはできます。

小田原委員長 また学校教育部が後で出てきたら、そのときにしてください。

生涯学習スポーツ部についてはいかがでしょうか。

齋藤委員 2番のところちょっと教えていただきたいんです。旧陵南会館敷地内の建物解体撤去というのは、全部壊しちゃうんですか。

米山生涯学習総務課長 現在、プレハブが2棟と管理棟が1棟それに加えて陵南会館として使用していたプレハブが1棟ございます。なお今年2棟解体しました。来年度については、あと残る3棟を解体し、再来年度、最後の1棟を解体する予定でございます。特に老朽化してい

るので、基礎部分が腐って非常に危ないということで、特に緊急を要するものは、今年予備費で対応した経過がございます。

齋藤委員 陵南会館は、20号を左のほうに入っていった、あそこの施設のことですね。

米山生涯学習総務課長 そうです。

齋藤委員 例えば歴史的に保管していく価値があるということはないですか。

米山生涯学習総務課長 実は歴史的な保管のほうは放火に遭いまして、その建物はもうございません。ですから、全部、普通の昔のプレハブ倉庫の中に一部保管してあるものがございまして、それはほかの保管場所へ移して、プレハブは普通のプレハブなんです、一般的な。だから、特に歴史的価値は一切ございません。

小田原委員長 これは書き方が悪いんだよ。昭和48年以前の建築であるというから、歴史的建造物に見えるけれども、それは単なるプレハブだと。

米山生涯学習総務課長 すみません。そこは「プレハブ」とします。

小田原委員長 プレハブがいっぱいあるというのも、よくわからない話ですけど、まあいいです。

齋藤委員 私ども小さいころは、あそこに列車が入り込んできたわけですね。旧駅でしょう。その跡はもう何も残っていないわけですか。

米山生涯学習総務課長 あそこにはまだホーム部分のコンクリの部分は残っているんですけども、歴史的な価値があるかどうかは。あくまでもコンクリだけですね、逆に言うと。それは一部残っています。

小田原委員長 昭和の建物とかそういうものは、ホームはもっと前じゃないかと思うんだけどね。価値が出てくるかもしれません。まあ、そこはだれかに御相談して……。

齋藤委員 ちょっと私もそのあたりがわからなかったから、単純にこれを読んだときに、全部壊しちゃうんだということになってくると、我々が小さいころには、学校なんかでも、かなりあその場所は歴史的な重さがあるように地域の勉強として習ったような、社会科の勉強で習ったような思い出があったものですから、全部こわしちゃうのかなと単純に思ったものですから、それで質問させていただいたんです。

細野委員 5番目のところで「読書のまち八王子」推進計画をやっているんだけど、26市の中で著しく少なく、図書館数が少ない。人口当たりの蔵書数が少ないというわけではないのでしょうか。それも少ない？

峯尾生涯学習スポーツ部参事 絶対数では蔵書数は一番ですけども。人口当たりになると一番低いです。

細野委員 人口当たりを言っているんですよ。読書のまちにそぐわないね。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 1人当たりという量的指標にしますと、確かに一番低いですけども、読書をしようとする人に対しまして、そこに140万冊の蔵書があるということも、一つは大事な観点かなというふうには考えています。

細野委員 質のほうはどうなんだろうか。

小田原委員長 質というのは難しいので、文庫本が多いのか百科事典が多いのかという話になってくるのだと思いますが……。

細野委員 専門書の数を多摩とかあいうところと比較したことはありますか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 専門書の範囲がちょっとあれなんですけれども、専門書での比較は今のところ持っていないと思います。基本的には専門書は大学図書館とは違いますので、大体一般教養のレベルくらいで収集しているというような状況です。

細野委員 それでいいと思っていますか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 まず幅広く収集するというのが重要な観点だと思います。市民の娯楽、レクリエーションに資するというのも公共図書館の一つの役割ですから、全部専門書にしてレベルアップを目指すというわけにはまいらないというふうに考えています。

小田原委員長 10進法でいくと8とか9が多いということか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 やはり小説類が一番多いです。

細野委員 これは生涯学習の話だと思うんだけど、人生80年時代、そうすると60歳である一定の組織を離れる。それからいろいろ専門的な教育も必要かもしれないし、自分で自学していく、自習する必要もある。そうすると、全部大学に入るというわけではないのだから、まちの図書館がとても大事な機能を持つんですよ。そうしたときに、私は多摩の図書館と八王子の図書館を結構比較するんですけども、レベルが違うと私は思う。だから、そのところを少し調査してほしい。まず1つ。

2つ目。学校図書館サポートセンターはとても大事だと思います。これは3番目と4番目、図書館の情報化推進事業と、私は絡めてほしい。学校のほうの情報化というのもすごく大事だと思うんですよ。それとどういう形で学校図書館のサポートセンターというのが結びつくかということ、このところをちょっと考えてほしいと思うんですけど、それについてはどういうふうに考えていますか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 まず多摩図書館との比較の関係ですけれども……。

細野委員 いや、その話はもういいんです。私の要望だけの話で。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 1点ちょっと言わせてください。八王子のレベルが低いというような御発言だったと思いますけれども、私は決してレベルが低いというふうには思っておりませんので、そのあたりはどういう点をもって低いとか高いとかというのを検討してみたいと思います。時間を要するかわかりませんが、視点が難しいですが、そのへんはまた研究してみたいと思っております。公共図書館としては八王子市が劣っているというふうには、今のところ図書館長としては思っておりません。それが1点です。

小田原委員長 これから60過ぎの高齢人口に入る人たちが生涯学習の機会として専門書が必要になるだろうという観点からは劣っているという言い方だったわけね。市民の図書館利用状況からいったときには遜色ないというふうに言えるかもしれないけれども、細野委員の観点からいうとそういうことだという点で、じゃ、どうかというふうに研究してみてということだと思うよ。

細野委員が後から2つの質問というか意見を言ったんだけど、それについてはどうですか。何かありますか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 学校図書館サポートセンターですけれども、学校図書館の現状を見た場合、やはり人がいるということが一番ですので、図書館の専門性ですとか、あるいは豊富な蔵書等で支援をしていこうということです。まず下のほうの情報基盤に関しては、将来的には結びつく部分もあるでしょうけれども、ここ3カ年の実施計画書については、直接的な結びつきは今のところは持っていないという状況です。

それから、情報化の推進のほうですけれども、新しい図書館のシステムが12月で満了いたしますので、物理的容量がいっぱいという、その容量を大きくしたいということもありますけれども、それに関連しまして、図書館は、一方、見方を変えますと、市内最大の情報基盤ということで、これからは積極的に課題解決型の市民に役立つ情報発信をしていこう。ホームページを活用した中でそうした取り組みを図書館システムの入替えを機に取り組んでいこうというものでございます。

細野委員 今はどうなっているかわからないけれども、自宅で八王子が持っている蔵書に対して検索して、それがどこにあるとか、今利用可能であるかというのは、既に問い合わせができるようなシステムがつくられているのでしょうか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 インターネットを通じまして蔵書検索・予約ができるようになっております。

細野委員 そうすると、この情報化推進事業で、次はどういうレベルのことを考えていらっしゃるんですか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 これまでは市民のニーズに沿って幅広く蔵書を収集して、いってみれば、待ちの姿勢というとおかしいんですけども、予約していただくのを待ったわけですが、今回は、例えば行政支援。例えば地方分権の時代であれば、政策立案に資するようないろんな情報を集約して情報発信していく。あるいはビジネス支援ですとか、電子媒体あるいは紙ベースのもの、もろもろのものを組み合わせて発信していこうというものでございます。

ちなみに、先日、そのトレーニングという意味で、団塊の世代の特集を組みまして、かなり新聞でも取り上げられたわけですけれども、ああいったことをもっと、いわゆるいろいろなコンテンツをつくりまして、図書館として最大の情報基盤として情報発信していこうというものでございます。

小田原委員長 コンテンツともう一つは、その双方向性ということを行っているわけでしょう。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 はい。当然双方向性のもも組みまして、いわゆるレファレンスなどを受けたものについては、データベース化して、そこにアクセスをしてもらえば、いつでも答えが出るというようなことも考えていくつもりでございます。

小田原委員長 それは一方通行？

峯尾生涯学習スポーツ部参事 双方向で答えるような形です。

小田原委員長 やりとりできるのね。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 はい。

細野委員 八王子には21の大学があるわけですね。その図書館の情報システムと少し連動させたりというようなこと。それから、さっきビジネス支援と言いましたね。恐らくエンジニアとかそういう人たちというのは、最新の専門書とかそういうのが結構必要になると思うんです。あるいは海外のジャーナルとか。そんなこともビジネス支援として考えていますか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 今、システム以前としまして、生涯学習センター図書館に、一応ビジネス関係、外国語関係の図書館という形で位置づけていますけれども、現在はまだビジネス書を置いたりパンフレットを置いたりとか、そのあたりでとどまっていますので、これからは商工会議所のほうと連携を図ったり、そんなことも含めての情報発信をしていきたいと思っております。

あと、大学図書館につきましては、今ホームページでリンクできるような形になっております。ただ、実際に市民の方の利用を見ていると、大学図書館の利用というのは、年によってヘビーユーザーが一部いる場合がありますけれども、余り利用がないというのが実態です。市民は必ずしも専門性の高いものを求めているわけではないというのが、経験的にはあるのかと思っております。

小田原委員長 たぶん専門書のほうは大学へ行ったり、あるいは大企業のほうは自分たちで買っているということですね。だから、どちらかという、今のお話のように、峯尾参事が考えているのは、商工会議所等を通じた受け皿のビジネス支援と。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 企業とかですね。

小田原委員長 そういう話だと思います。

細野委員 ノウハウ本のようなものですね。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 大学レベルの非常に質の高いサービスということもあるでしょうけれども、まずはそういったことも総合的に情報発信していこうと考えています。

小田原委員 細野委員が期待しているのは、図書館が持っていない本について、専門的な部分を求められたら、大学のほうに紹介して、大学のほうからお借りくださいというような仲介みたいなことはできるかどうか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 紹介状があれば基本的には全国の図書館どこでも、大学を含めまして大丈夫ですし、八王子の場合は、正確な数字はあれなんですけど、7校8校くらいは既に、一部有料ですけども、登録料をお支払いいただければ、貸し出しもしているという状況です。

細野委員 それは大学から……。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 以前はこちらからお願いするような形もあったようです。例えば創価大学さんですとか、中央大学さんなど。以前は協定書を結ぶというようなことで何年か前からはやっておりますけれども、それを超えて大学のほうが門戸を開いている、そんな状況も、八王子では進んでおります。

細野委員 最後にもう一ついいですか。地区図書室の分室化について、もう少し詳しく説明してほしいんですけど。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　八王子は大変市域が広いわけでありまして、その中で図書館というのは、1館の規模は大きいものもありますけれども、北野分室を含めて大きい図書館は5館しかないわけです。そういう中で市民の読書環境を整えていくには、それぞれの地域に個々図書館ができれば一番いいんでしょうけれども、財政状況厳しい折には、なかなかそういうふうにはいかないという中で、現在16カ所、地域にコミュニティの文庫活動的なものからスタートした地区図書室というのがございます。ふれあい財団の事業でございますけれども、面積もそれぞれ異なったり蔵書数も異なりますけれども、そこ連携を図っていくことが一つは重要なことかと思っています。現在でも、図書館の本の受け取りができるようにメール便を回していたり、インターネットで検索できるような形でパソコンを配置したりしておりますけれども、昨年、北野分室が公共図書館化を図ったような形で、一定の拠点となるような分室というものを設置していく必要があるのではないかということで、当面、拠点となるようなところを幾つか選んで分室化していきたいと思います。

細野委員　約束を破ってごめんなさい。もう一つ。今、市の市民一人当たりの図書購入額はどのくらいでしょうか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　平成18年度予算ベースで201円です。市民一人当たりの資料費ですよ。

細野委員　図書購入費ね。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　はい。資料費の絶対額自体は1億強ございます。ただ、やはり人口が多いので、一人当たりになりますと200円ちょっと、201円くらいになります。

細野委員　ほかの市は？　例えば多摩とか町田とか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　平均で400円とか、そんな数字です。ただ、この200円というのは極端に低いのかというふうに考えますと、ちなみにちょっと調べてみたんですけども、地方交付税上単位費用で大体215円くらいですから、標準的な財政を保障する交付税制度上で見ますと、極端に低いという数字ではないと思います。

小田原委員長　ちなみに一番高いところはどこかというのは比較になっていない？

峯尾生涯学習スポーツ部参事　26市ですか。

小田原委員長　26市ではない。町村を含めて。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　すみません、今手元に26市しかないんですけども、稲城が例のPFIの図書館をつくっている関係で、平成18年度の場合は稲城が950円というかなり大きな額を持っていますけれども.....

小田原委員長　それは蔵書の？

峯尾生涯学習スポーツ部参事　そうです。市民一人当たりの。

小田原委員長　建物を入れないでね。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　そうです。蔵書の資料費です。ただ、その稲城の特別な場合を除きますと、武蔵野で680円くらいです。

細野委員　3倍じゃないですか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 26市の中では一番低いです。絶対額では一番大きいんですけども。

小田原委員長 大体そこらへんかなという感じではある。

細野委員 非常に志が低いと私は思う。

小田原委員長 逆に考えるといいかもしれません。市民が自分で金を出して買って本を読んでいると。

細野委員 それは、現実から見ても、私はそうは絶対に思わない。もう少しそれは増額してもらえないですか。今これは予算の話でしょう。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 今御審議いただいているのは実施計画でございますので、現実的には予算の先取りのような、優先的に確保するような、手段のような形で、非常に細かい修繕なんかも載っていますけれども、本来的には実施計画の作業というのは政策論議をする場だというふうに思っておりますので、若干の増額ですとか、修繕費を若干増額というのは、本来は予算編成のときに要求すべき事項かなと思っております。

細野委員 2倍、3倍するなんていうのは、若干ではないんじゃないですか。

小田原委員長 総額の問題があるのかな。あるいはパーセントの問題か。予算総額に対して、細野さんが言っていることでいけば、資料費何円という形ではなくて、パーセントで言えばやっぱり最低というふうになるのかどうかだな。市民一人当たりというのと低くなるけれども。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 一人当たり直しますと、やはり人口が多いということで低くなってしまふんです。東京都でも都道府県でいいますと一番ではありませんのでね。たしか滋賀県とか岐阜県とか、あのあたりが多かったような気がします。ただ、平成19年度予算を見ますと1億1,200万円ほどの資料費で、ちなみに300万円ほど前年から伸びて、伸び率が約3%です。市全体の一般財源の伸びが、ちょっと今数字を持っていないんですけども、低い伸びであったわけですけども、それに対しまして300万円3%の増額ですので、少しずつは増額されていると。これから市民ニーズを踏まえて、有効に資料を購入しなければいけないと思っていますし、回転率ということからしますと高く、かなり真ん中くらいまで上がっていますので、経営的な指標はいいというふうに受けとめております。

小田原委員長 質問の趣旨は、「読書のまち八王子」を標榜している以上は、他市と遜色のないような方向で、教育委員会の皆さんは財務当局にお願いしているというふうに伝えていただければいいと思います。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 今度の予算編成のときにも、一定の増額を求めまして、財務当局等の理解を求めていく最大の努力をしたいと思えます。

細野委員 せめて一人当たり400円くらいにまで持って行ってくださいよ。

小田原委員長 そうすると大変ですよ。ほかの予算に対して教育が増額されていて、その中の図書館費が3%なら3%増ということであれば、これを4%にするというのはかなり努力が必要ですね。

細野委員 だから、3%ではなく7%、10年たって2倍。

小田原委員長　だから、目標をそういうふうを示せばいいんですよ。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　平均ぐらいは目指していければと思います。

小田原委員長　何年計画、一挙にできるわけではありませんから、徐々にそういうことになればいいと思います。一方で経営努力していますからという話があるわけだから、人件費等かなり切り詰めた部分があったりしているわけだから、そういうところを示しながら、中身の充実をお願いしたい、そういう方向でしょうね。

細野委員　まちの行政というのは、単なるキャッチフレーズを出せばいいというものではなくて、その裏づけはとても大事なんですよ。それは市民に対する約束だと思う。

小田原委員長　「スポーツのまち八王子」と言って何もしないでいいのかという話、同じように「読書のまち八王子」と言っているから、そこを言っているわけですね。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　言いわけをするつもりではないですが、「読書まち八王子」という中で、必ずしもお金をかけないでやっている部分というのもぜひ評価していただきたいと思います。通年開館もやっておりますし、平成17年度を見ますと、開館日数が八王子が一番26市の中では、生涯学習センター図書館が一番多いという実績もございます。ちなみに平成15年度から「読書のまち」がスタートしていますが、スタート前の14年度と17年度を仮に比較いたしますと、その間、人口は1万2,000人くらいで2%の増えですけれども、入館者数は13%くらい増えています。総貸出数も17%くらい増えていますので、あくまでも量的指標ですけれども、「読書のまち」の成果があらわれているものと。資料費は先生がおっしゃるように低いかもしれませんが、その他もろもろのお金のかからない部分でも努力をしているんだということをぜひ御理解いただきたいと思います。

細野委員　私が言っていることと全然違う。それだけのニーズがあるのだったら、ぜひぜひそれは……。私もそれは評価しているんですね。そうじゃなくて、じゃ、そういうニーズがあるならば、施策の重点として、ぜひそれを市当局のほうにアピールして、そういう話ですよ。皆さんが何もやっていないとか、そういう話をしているわけではないの。

小田原委員長　僕が言っているのと同じなんだけれども、17%増がどうか、そういう数字をあわせて、資料費の伸びが3%というのはいかがなものかという迫り方をすべきだという話なんだよね。財務当局に対して折衝の問題とか、あるいは財政そのものの状況を見ながら、よく承知しているから、私たちが言うほど簡単に話を理解してもらおうということは難しいことだということはよくわかりますけれども、趣旨はそういうことだから、そういう方向で考えて当たってほしいということですので、お願いしたいと思います。

では、そのほかについて。

川上委員　先ほどのことです。レベルということでおっしゃっていらしたので、専門書は大学とつながっているんだということは、先ほどの講堂に何か備蓄をすればということと同じようで、八王子市立の公立図書館にそのものがなくても、八王子の中にある、学園都市としてある大学にあるんだということは、一つの財産として共有できるのではないかというふうに思ったんです。レベル云々に関しては、大学を支援する課も八王子市役所の中にあるわけですか

ら、そののところも見ていいんじゃないですか。

それから、蔵書数のことが出ました。市制が古いですね。ここも去年90周年でしたから。若いところは、これから揃えるためにということで、ある程度の蔵書資料費ということでのパーセンテージが上がっているのか。蔵書数と資料費との関係も見て考えて、それはもちろん多いほうがよいですから、「読書のまち八王子」を標榜するならばということでの裏づけをなさったらいかなということ、それは当然思います。

ちなみに、先々週の土曜日でしたか、八王子は「音楽のまち八王子」なんだそうですね。私は初めて聞きました。「音楽のまち八王子」と産経新聞の十何日付に載っていましたよ。今、何とかのまちというのがいろいろ出ていましたものですから、新しい情報として。いつ決まったんですかと聞いたら、今年の11月という答えが来ましたので、私としては非常にびっくりいたしました。これは余分なことでした。

小田原委員長　そこは、だれかがそういうふうにしたかもしれないね。

川上委員　「音楽のまち八王子」だから、タウンミーティングの最初に音楽会をするんだということで、純心女子大が急遽頼まれてやりましたので。産経新聞に出ていました。これは余計なことですが。

小田原委員長　図書館関係はいかがですか。

齋藤委員　「読書のまち八王子」のスタートの時は、私も当時中P連の会長として同じような質問をしたんですね。何々のまち、「読書のまち」と名乗るならば、「読書のまち八王子」がオンリーなのか、いろいろたくさんある「何とかのまち」の中の一部なのか、そこをはっきりしてくれという話を私も聞いた覚えがあります。とにかく読書を押すんだとあの時言ってましたよね。それでとにかく頑張っているのだと私は信じています。

その中で質問させていただきたいんですけども、しつこいようですけども、4月11日の第1回定例会のときに、学校教育部長のほうから、市議会議員から出た質問が羅列されました。そのときに、いわゆる学校司書の問題が出ましたね。それは、専任の司書を置いてくださいという要望だったのではないかと行って　今の学校には専任の司書はいませんね。兼任の教員がいる。そのことを発言したら、小田原先生が、それはわかるけれども、司書を置くのだったら、もっと大切なことがたくさんあるのではないかというような発言をなされた。私は、でも、さっきの話にかかわるんですが、「読書のまち八王子」のときから考えても、専任の司書の必要性は最初から感じてはいるんですね。

そんな中でこれを読んだときに「おっ」と思ったんですが、3番目にはっきりとその必要性のところ、学校図書館サポートセンターのところに文面で、上から4行目から、「現状では図書館に本と子どもを結びつける人がいないため」と明記しているわけですね。「……その機会を果たしにくい。そこで、子どもと本を結びつけるノウハウも持つ公共図書館が、各学校図書館の充実に向けて、人材と資料面で支援する」と明記していて、それで左のほうの重要内容のところの上から2行目から書いてあるわけですが「全市立小中学校に学校図書館運営スタッフを配置し」とあるわけですね。ここの極めて具体的なことを私は知りたいんですよ。これを読ん

だときに、これは一体どういう人をどういうふうに送り込むつもりで新規としているのかなと、すぐ聞きたいと思います。

小田原委員長 それは去年の補正で出したときに説明があった。それで、新規だからことしはだめだというふうに落とされちゃったから、だから今回は初めからこうやって出したということです。

齋藤委員 すみません。じゃ、私の聞き方もいけないし、落としもあるのかもしれないですが、再度そのあたりを、簡単にで結構です。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 運営スタッフの中身ですけれども、一つは、図書館での経験を持つ司書を派遣したいと思っています。もう一つは、人材バンク等に登録した地域のスタッフといいますか、ボランティアの方々を養成したり育成していくということ。図書館からの派遣の司書と地域のボランティア、その中でも恐らく司書経験のある人がいらっしやると思いますが、そうした人と組み合わせてコーディネートしていきたいということです。

ただ、司書を毎日派遣する場合と週1回とか2回の場合では当然異なってきます。週1回各校に派遣するだけでも、年間のランニングコストはおよそ1億円かかりますので、それはどの程度予算が許されるかということです。とりあえずは実施計画上の平成19・20年度については、数校選定しまして、週に1回程度派遣をしてみるというふうを考えております。

齋藤委員 では、確認ですけれども、ゆくゆくはどっちになっていくかわからないけれども、とりあえずモデル的に専任の司書を送り込もうという話ですね。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 数校を一人でかけ持つような形を考えています。

小田原委員長 誤解ないようにしてほしいんだけど、すべての学校にやがて一人ずつ置いていくというふうに齋藤さんは受け取っちゃうから、そういうことはしませんと言ってほしいわけ。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 理想とすればいるにこしたはないのでしょうかけれども……

小田原委員長 そこが違うって……。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 費用の面も考えなければいけませんので、数校を一人が持つと。そうしますと週1回程度の訪問になりますけれども、その間は地域の方々、地域ぐるみといいますか、ボランティアの方々に支えていただくというふうに、図書館サイドでは思っております。

齋藤委員 ここでモデル的に数校にそういう方が行くのであったら、将来的に全校に行くというふうにパッと私も結論にしますよ。そうは思っていないんですが、どっちになるか、そのためのモデルだと思っているんですよ。

小田原委員長 そうじゃないんですよ。そう受け取られると困ると思うんです。

齋藤委員 ゆくゆくこれは必要だというふうになっていくのか、もしかしたら必要なのかもしれないけれども、予算がなかなかつかないから無理なのか、必要ないのかというのを、そのために、まずとにかく送り込むんだというふうに私は理解しているんですが、そうではないんですか。

小田原委員長 これは考え方だと思うんですよ。今、大学の図書館の話があったけれども、大

学の図書館に限らず、先生方の研究室を含めての蔵書と、八王子市の学校図書館は今地域に開いていないわけですよ。ところが、この学校図書館の本だって市の税金で買っているわけですから、これは市民のものということで、子どもたち、先生たちに貸すだけではなくて、子どもたちが読むと同時に市民にも開放すべきだというふうに考えたっていいわけ。そのときに、学校司書という形ではなくて、学校図書館サポートセンターの人材を配置する。しかもそこにボランティアの指導としても入っていく。だから、司書を配置しなくたって、ほかの人たちでまかなえる部分だと考えていいのよ。だから、この「人」のところは「教員以外の人がない」というふうに限定してほしいわけ。そういう人をどうやって確保するかということは、司書というふうに齋藤さんのように受け取られることのないようにしてほしい。

細野委員 僕もそれにつけ加えたいんだけど、市民サービスというときに、「人」というものを張りつけることが市民サービスの向上になるのか。それとも物という形にするのか、あるいは、いろいろ融通することによって費用をかけないようにして効果が上がるようにするのか、一番賢いのは何か考えなければいけない。人を張りつけるというのは、一番コストがかかることですよね。そうすると、それに見合う効果を出さなければいけない。そうしたら、じゃ、それをかけるのではなくて、どういう形の融通ができるかというところをまず考えることが非常に必要だと思うんですよ。だから、確かに司書機能的なものが必要なんだけど、それを張りつける必要があるのか。昔みたいに必置みたいなことをやるべきなのか、そうじゃないのか、そのところをやっぱり考えなければいけない。人というのは一番コストがかかるんですよ。

小田原委員長 しかも固有の採用といったときに、非常に危険なことだと僕は思います。

齋藤委員 両先生の言われることも踏まえたうえで、とりあえずそのためにモデルとしてスタートするんじゃないんですか。もう答えが出ているのではなくて、私のイメージですと、今言われていることもわかるんですが、ただ私は、価値観の違いというものもあるかもしれませんが、各学校に専門の司書がつくことによって、学校の図書館が非常にいいほうに変わるというふうに思っているんですよ。だから、私は、できるならば、すべての学校に専任の司書がいることがベストだと思っています。ただ、もちろん、それよりもっと大切なものがあるんだということ言えば、それはあるのだと思います。それだけの金があるのだったらほかにやることがあるだろうと言われれば、何も言えなくなるんですけども、ただ、本当に有る予算があっても必要か必要じゃないかといったら、絶対に必要ですよ。だから、それがどちらにどれだけになっているか。これをモデルの何校かのところによって、どれだけの、確かにこれは司書が行っただけの価値があるのかどうか。それを見るためのものだと言っても、私は将来的なものが、私の思っているほうにいく可能性はあるというふうに思いたいんですけど、それは思っていないんですか。

小田原委員長 固定しないで.....

齋藤委員 固定はしないですけど。

小田原委員長 固定している言い方に聞こえるから、だから、そうじゃありませんよ。さまざま選択肢の一つですよということなんです。

齋藤委員　では訂正しますが、固定はしてないです。ただ、いろんな選択肢の中の一つとして、これがすばらしいものであれば、広がっていく可能性があるだろうなという期待は持っています。

小田原委員長　それはよろしいでしょうね。

石垣学校教育部長　この要求一覧表がございましたけれども、これを学校教育部のほうではなくて生涯学習のほうに入れたということの中で、この施策についてぜひ御理解いただきたいなと思っております。齋藤委員の気持ちという部分は私も理解しておりますけれども、理解する、しないではなくて、制度としてこういう形でやりたいということで、今回この中に入れさせてもらった部分です。それは、学校の図書館が学校図書館としてどう充実させるかという一つの視点もございましたけれども、今回、この学校図書館サポートセンターという話の中では、学校図書的重要性というのは理解しながらも、一番最後のところに書いてございますけれども、長期的には市内全学校の蔵書の共有化、有効活用を図るということで、図書館全体の資源として、学校も利用していこうということです。

ですから、学校の中で今一番の問題は、先ほどお話があったような部分でございますけれども、それをどうこうするというのではなくて、現在、地域の人たちの協力をいただいて、図書館指導員が入ってやっていただいているわけですね。そこに図書館が介在して、図書館運営スタッフというものを図書館のほうで予算計上して、幾つかのブロックの中の図書館にそういう指導員が入るといった形で充実させながら、学校図書を地域あるいは市全体の共有財産として共有していただくということでございますので、そういう観点からの提案だということで御理解いただきたいと思えます。

小田原委員長　価値観の問題になると話はまた別になると思うんですね。例えば球技でボールが一番死んでいるという言い方をするとデッドボールになっちゃうんだけど、動いているボールが少ないのは野球ね。ほとんど数%。バレーとかバスケットとかサッカーなんていうのはしょっちゅう動いているわけですよ。生きているわけです。図書館というのは、どちらかといったら野球に近いわけ。それが価値観の話になるから、野球を好きな人口というのはものすごく多いわけですよ。バレーなんていうのはそれこそ数パーセントになっているわけね。そういうことの話になっちゃうから、あまり価値観とか何とかではなくて、市民とか子どもたちという観点で話をしたほうがいいと思えます。

そのほか、図書館一般について。では、図書館以外のところで、生涯学習スポーツ部の部分でいかがですか。

齋藤委員　ちょっと興味があったものですからお伺いさせていただきたいんですが、21番の郷土資料井上コレクションの購入というところなんですが、よろしいですか。

実はなぜこれに興味があるかという、井上郷太郎先生のすぐ近所に住んでいまして、私は小さいころからよく知っていて、御厄介になった方なんですよ。井上先生と一緒にお酒を飲んだこともありますし、個人的にもいろんなお話を聞いたことがあるんですが、八王子市にみんな寄附したんだよねというようなことを当時からよくおっしゃっていたんですよ。それで、井

上コレクションが八王子の資料館にたくさんあるのも知っているんですが、今回、21番で資料を購入するというので、井上先生はもうお亡くなりになられて今八王子市にいらっしゃらないと思うんですが、これは購入しなければならないんですか。どういうものがどう残っていて、どなたから購入するのかというのが、非常に「あれ？」と思ったんですよ。よく知っているだけに。

渡辺文化財課長 以前に井上コレクションを1,000点ほど八王子のほうに寄贈されたんですが、まだ残ってございまして、遺族の方がここで処分したいというようなお話がございました。郷土資料館ができる契機になったものであるとすれば、八王子市が何らかの形で購入すればよろしいのではないかとということで、このようにさせていただいたということです。

小田原委員長 齋藤さんが話をすれば、ぜひ寄附してくださいといえば、一緒に酒を飲んだりして。そういうわけにはいかないの。

齋藤委員 一応聞いてみます。何で購入なのかなと思ったんですよ。寄贈してくれればいいのになと思って。

小田原委員長 でも、それは難しい話だよな。

齋藤委員 どのくらいの費用なのか。それは結構ですけども、やはりお金がかかることですからね。というふうにちょっと思ったものですから。

小田原委員長 そのほかには.....。

細野委員 18番の八王子城跡保存整備事業は、市長部局の産業振興とか観光振興とか、そういう部署はあるだろうけれども、それとの連携はどういうふうになっていますか。

渡辺文化財課長 実施計画の中で、当然そういった部分についても検討していかなければいけないこととございます。ただし、20年度につきましては、最終的には補助金で国の補助を受けながらという形になりますけれども、市単独で行わなければならない部分とか、そのへんのところを先にやろうということで、ここに載せさせていただいたところです。

細野委員 だから、市単独事業にしたときに、ほかの部局とどういう連携をとっているかという話をしてほしいの。

小田原委員長 この間、八王子城跡保存整備計画が出ましたよね。その中に、教育委員会以外に、市長部局とかそういうようなところが参加していましたか。都市計画の部分とか。そういう質問。

渡辺文化財課長 ガイドボランティアが.....

小田原委員長 そういうことを聞いているんじゃないの。

菊谷生涯学習スポーツ部長 細野委員がおっしゃっているのは、この文化財の活用というような視点で観光とどう結びつけるかという御質問かと思えます。

これにつきましては、八王子城跡も、貴重な史跡でございますし、今は文化財課が中心でやっておりますけれども、昨年も実は観光パンフレットを観光課のほうで作成して、情報交換しながら、この保存、そして活用ということを進めております。

それから、これからの話になりますけれども、高尾山のふもとの旧博物館、そこにこれから

整備計画も立てるわけですが、そこも観光課、まちづくり計画、あるいは生涯学習、そういったところが中心になって、文化財の活用と観光をどういうふうに融合させていくかということで、庁内的に議論したというところでございます。

細野委員　もう一つ。そこまでやっているのだったら、例えば観光のルートマップの中に、これをどういうふうに位置づけるとか、整備事業の中に、観光ルートをどうするかとか、そのあたりはどういうふうに位置づけているのか。そのあたりの話をちょっと聞きたいんですけど。

小田原委員長　補足すると、前回、川上委員もお話しされていたんだけど、もっと広げていろいろ考えてはいかがかということをしたわけよ。ところが、この必要性のところ「活用が期待できる」でとまっちゃっていた。前回、その活用のところを言えといったわけよ。いろいろ考えられるんじゃないのと言ったわけです。そこから入っているんです。そういう話です。だから、文化財課長じゃなくて生涯学習総務課長に聞けばよかったんだな。科学博物館と同じように、市長部局と一緒に進めていくんだという話が必要になってくるわけよ。

細野委員　だから、郷土資料館とかも全部、ルートマップの中に入れておいて、どういう形で観光メニューみたいなものをつくれるのかとか、そんなことを少し考えてほしいなと。

小田原委員長　そうすると、齋藤さんが言っている、こども科学館だって、もっと何かと結びつけて、ここに人を集めて行うことができるかと。だから、そこらへんがブツブツに切れちゃっているんだよね。こんなことをやっている、そのうち生涯学習スポーツ部は市長部局にいつちゃうよ。

菊谷生涯学習スポーツ部長　これは実施計画の中での事業ということですので、課長からも答弁申し上げましたが、縦割りということもあるんですが、国庫補助ということになりますと、あそこを整備するのは、どうしても文科省、文化庁の流れになるわけですね。そういう中で私どもとしては、先ほどの整備計画をつくったところでございますし、また、もう少し広げて、農水省あたりの補助も視野には入れてございます。ただ、事業としては、委員長、細野委員御指摘のとおり、文化財課単独でやるという時代ではないというふうに思います。これをいかに市民の皆様の生活あるいは観光という中で活用していくかということは、当然大切なことですので、私どもとしても単独でやろうという考え方はございません。

昨年も委員会のほうに御報告しておりますけれども、夏の時期には観光バスも通れるような形に駐車場の整備をしてございますし、今年度は多くの見学者もいらっしゃっていますので、曳橋の整備は平成19年度でやりますし、トイレの水洗化、そういう施設整備を含めて、市民の方が来やすい施設にしてございますし、今ルートマップというお話がございましたが、それに美術館、こども科学館、郷土資料館というようなものも作成して、市民の方にごらんいただいている。今そういう努力はしていますけれども、なかなか見えてこないのかなというふうに思います。

小田原委員長　深大寺城が発掘されている関係があるけれども、あれが強力なライバルになるのか。深大寺城から15世紀あたりの遺跡が出てきているんですよ。これは天守閣なんかではなくて陣跡だというふうに言われているんだけど、あるいはこっちと結びつけて、それこ

そ八王子に、どこかと結びつけたマップをつくるとかいう話でも構わないですよ。

細野委員が言っている話は、もっと広げた話というとな怒られるかもしれないけれども、幅広い立場からこの八王子城を取り上げて、一つの目玉にしていくという観点から考えてほしいというように考えております。

細野委員 特に圏央道なんかが開通すると、結構商圈が広がるはずなんですね。整備事業だつて、道路との関係も当然出てくるはずですよ。そんなことも考えてほしいと思います。以上です。

小田原委員長 高尾自然科学博物館と同じように扱いたいという話になるだろうと思います。

そのほか、いかがですか。

齋藤委員 ちょっと提案というか、来年度からの3年間、こんなことをやっていこうという話を今していると思うんですけども、ここに書かれていないこと以外でも何か、こういうチャンスはなかなかないと思うんですけども、こんな夢があるんだとか、こんなことはできないだろうかという発言というのは、この場ですか、また別なときですか。

小田原委員長 どうでしょう。遅れないためにも、ここでやったほうがいいですかね。別なときにしますか。

穂坂学校教育部長 そうですね。この3カ年の中で具現化していきたいということであれば、ここでおっしゃっていただいたほうがよりいいかなとは思いますが。

齋藤委員 この3年というのに区切ったわけではなく、教育委員になったときからいろいろ思っていたことがあるんですけども、なかなか発言する時間がなかったというか、間がなかったというようなところなんです。

小田原委員長 とりあえず出しておいたほうが……

齋藤委員 笑われるのを覚悟で言わせていただきますと、教育委員会のここで提案していいかわからないんですけども、いろんなことを考えるんですけども、八王子のJRの北口あたりにもマルベリーブリッジができ上がって、あのあたり、私も夜いろいろと仕事なんかもあつたりして帰ってきますと、ストリートミュージシャンがたくさん歌を歌っていますね。今、町田だとか立川あたりでも、どこでも出ていますけれども。ただ、中には大変レベルが高いというか、すごいなというのをたまに耳にすることもあるんですね。たまに思うんですけども、どこの国だったかぱっとでなくて申しわけありませんが、前にテレビか何かで、地下鉄をつないでいる通路で演奏する演奏者は、国がちゃんとコンテストをして、そこで認定を受けた者だけが演奏できるみたいな、ストリートミュージシャンはそういうので演奏していますよ。それを認定することによって、すごくステータスになっているというような、ああいうものを、若者たちを元気づけるというかバックアップする、また町おこしにもなるし、何か若者たちをバックアップするようなもので、教育委員会がああいう若者たちを一斉に集めて行うような音楽会みたいなものは開けませんでしょうか、具体的なものとして。

それで、どこでそれをやるかといったらば、それこそそこにも出てくるような城址でも広場でもいいですし、JRの駅前でも、年に1回くらい若者たちのコンテストみたいなものをやりながら元気づけていく。それがステータスになっていって、マナーも覚えさせていくというか、

そんな遅くまではやらない、必ず月に1回くらい規定された時間にやって、ぱっと終わってきれいにしていく。教育委員会が主体になって、そういうような形で八王子のまちをPRしていくことはできませんかね。

米山生涯学習総務課長 教育委員会としてどういう位置づけをしていくかという一つの問題だとは感じています。だから、これから検討していきますけれども、一つは、文化・音楽関係は、縦割りなんですけれども、市長部局の学園都市文化課というのがございます。そこでそういった発表の場の施設もありますし、全部持っている。ノウハウも向こうで持っている。そうしたら、このようなものをやるとき、教育委員会として、どんな目的でそれを集めて、教育がどう評価してどうするかという位置づけをきちっとしないと、申しわけないですけど、ただできますよという判断は、今ちょっと即答いたしかねます。

ただ、これについては、実はふれあい財団などでそういうのができないかとか、あと学生委員会のほうでそういうのは結構議論に出ているんですね。例えば成人式するときにも出たんですよ。実はこういうのを集めて成人式で発表会ができないかとか、あとは今回の社会を明るくする運動実施委員会のときにも、こういう人たちを集めてできないかとか、市民の間でもそういう活動というのはかなり浸透してきていますので、それをどこでどういう形でやるかというのは、今後の課題だと思います。

齋藤委員 確かに教育委員会がこういうことを行うべきかどうか、課の問題は当然あるということは承知しながら言っているつもりなんです。ただ、一つ、教育委員会というイメージ、どうしてもやっぱりちょっと堅苦しいイメージから、相互理解というか、こういうこともバックアップしていくんだよという意味でのいいPRになるような気がするんですけどね。高校生や大学生、大学もたくさんありますから、そういうところをバックアップしていくという面では、教育委員会がやることに私は意義があるような気がしています。

小田原委員長 今の教育委員会だとこういうことも出てくるのか、あるいは将来的には教育ではないところで考えるべき問題なのか、そんな感じがしますけどね。しつけの話が出たけれども、しつけ、家庭教育というものについては今まで取り上げていないから考える話はあるかもしれない。その一つとして考えることはあるかもしれませんがね。それはどこだ、指導室で考えるのかな。しつけ、家庭教育に絡めて家庭教育。市民のマナーをどういうふうにするかと広げていくと、こういう話になる。あとは「音楽のまち八王子」。

米山生涯学習総務課長 実際に具体的な事業はともかくとして、例えば子ども施策、あるいは生涯学習を進める、そういうときに文化の関係で進める場合には、行政一所管で難しい中では、必ず庁内の関係所管で検討会をして、それぞれ役割分担をして、じゃ、この事業はどこでやるかという形で落とし込んでいくんですね。ですから、このアイデアはどこが落とし込んだら一番いいのかというのはちょっと当たってみますけれども、たぶん文化振興計画の中に入っているような内容かなと思っていますので、その所管とちょっと調整して、あと2年後、3年後に、例えば学園都市文化課でやったほうがいいのか、そういうところではできるのか、ちょっと可能性は探してみたいと思います。そういう位置づけが必要なのかなとはと思っています。かな

り金銭的な部分もかかると思いますので。

細野委員 八王子の学生委員会は結構活発でしょう。いろいろやっているんですよ。その中で、ストリートパーフォーマーみたいなものにどうやって取り込むかというのは、彼らに少し任せてもいいのかもしれませんがね。それを教育委員会のほうでも少しバックアップするとか、いろいろ考えてほしいね。あと、東京多摩音楽祭というのをことしから始めたんだけど、最終的には東京多摩芸術祭にもっていこうかなと思っているんですね。だから、まとめて地域全体でやっていくということも考えられると思います。一教育委員会でどこまでできるかというのはありますけどね。

小田原委員長 高校のブラスバンドなんかは、市民会館でやっているんだね。23校集まっていて、あれは教育委員会は関係ないんですけども、自分たちでやっているんですよ。だから、そういうようなことを今のさまざまな形で投げてというのが一つの方向かな。

齋藤委員 ありがとうございます。こういうチャンスを与えていただいて、貴重な時間にすみませんでしたけれども、あまりこういう夢みたいなことを語れる時間がなかったの。どうしても来年度からどうこうだとか言っているのではないんですけども、行く行くこういう柔軟性なところを取り入れていながら、何か教育委員会の元気なところというか、PRもしていきながら、八王子のまちおこしになっていけばいいなと思っているんです。そういうものの一端を教育委員会が担ってもいいのかなという、そんな意味で発言させていただいたので。

小田原委員長 実益も兼ねてというのもあったんだね。

齋藤委員 はい。それはそれで、全く考えておりませんでしたけど.....。

小田原委員長 ほかにいかがですか。

細野委員 一言。せっかく3年間だから、短期的というのは短期的なんだけれども、年度をまたいでいくわけだから、少し構造的にがちっと、長期も踏まえた形でつくってほしいなと思います。どことどこがもっと部局的に連携できるかなんていうことも考えてほしいと思っています。だから、もう少し細切れになってもいいような感じもしました。こんなに細かくするのは、すごく御苦労ですよ。大まかでいいかもしれないと私は思いました。

小田原委員長 確定時ごとの計画書は出るんだっけ。

穂坂学校教育部主幹 出ます。

小田原委員長 その中に、先生のお話の横断的な部分、どこが絡むとか、構造的な取り組みはがっちり構造的に示すというのが工夫できたら、ちょっとやってみてくれる。3年でどうだったというだけではなくてね。時間がかかる話かもしれませんが、資料も横断的にという話はしていますから。

穂坂学校教育部主幹 はい。

小田原委員長 では、お諮りいたします。ただいま説明がありました件につきましては、この協議を踏まえて以後進めていっていただくということによろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 では、そのように進めていただきたいと思います。

小田原委員長　　続いて、報告事項となります。教育総務課から順次お願いいたします。

天野教育総務課長　　それでは、学校における受傷事故に係る損害賠償の和解についてでございます。御説明いたします。

平成16年1月に陶鎔小学校で発生しました事故につきまして、加害児童の保護者、被害児童の保護者と話し合いを続けてきました。そこで、ここで損害賠償の和解について合意いたしましたので、御報告いたします。

詳細につきましては、担当の山本主査から説明いたします。

小田原委員長　　これは個人情報だけれども構わないの？

天野教育総務課長　　はい。議案のほうにこの名前等が載っておりますので。

山本教育総務課主査　　まず、事件の概要ですが、平成16年1月20日に、陶鎔小学校の掃除の時間に発生いたしました。被害児童、加害児童ともに当時2年生でした。加害児童が被害児童の背中を押したために被害児童が顔面から床に倒れ、前歯1本が折れてしまうという被害を受けました。被害児童が成育期にありましたので、歯の根っここの完成を待ちまして差し歯を入れていくこととしていましたが、治療が終わりましたので、ここで示談としたものでございます。

この事件は、学校管理下の清掃活動で発生したこと、それと、加害児童が当時8歳という年齢を考慮しまして、損害賠償額の9割を市が負担することとして、74万336円を支払うこととしました。

損害賠償額の決定、和解につきましては、地方自治法の96条により、本来は市議会で決定することですが、100万円以下の案件につきましては、市議会から市長に委任されていますので、本案件につきましては、委任を受けている範囲内での金額でしたので、5月18日に和解するとしました。なお、市議会には、5月30日の文教経済委員会で報告いたします。

説明は以上でございます。

小田原委員長　　説明は終わりました。本件について御質疑ございませんか。

これを各学校にきちんと説明して、こういうことを未然に防ぐようお願いしたいですね。

次に、スポーツ振興課から御報告願います。

遠藤スポーツ振興課長　　それでは、八王子市校庭夜間開放実施要綱の一部改正について御説明申し上げます。

説明は橋本主査からいたします。よろしく申し上げます。

橋本スポーツ振興課主査　　では、説明させていただきます。

お手元に配付の資料をごらんいただきたいと思いますけれども、1番の「改正の内容及び理由」ということで、(1)改正の内容でございますが、八王子市校庭夜間開放事業は、これまで勤労者及び大学生　大学生と書いてありますが、大学生、専門学校、短大生等とお読みください　で構成するスポーツ団体を対象としていたしましたが、ここで新たに高校生以下の団体で

あっても、一定の条件を満たした場合には対象とすることとするということ。一定の条件というのは、責任者が成人であること、利用に際しても成人の責任者が必ずいることということでございます。

(2) 改正の理由ですが、まず最初、基本的な考え方といたしまして、スポーツ振興基本計画に則り、市民のスポーツへの参加機会を拡充するということです。それから2番目に、高校生以下の団体を指導する市民から要望が寄せられているということ。それから、市内の他の施設との整合を図る。4番目に、他市の例でも年齢制限は設けられていないということです。

実施時期ですけれども、夏休みの使用を視野に入れまして、平成19年7月15日からということ。

その他、これに伴いまして要綱の改正が必要になりますので、要綱の改正について新旧対照表をお手元に配付してございます。

新旧対照項目表のほうをごらんいただきたいんですが、まず改正の一番上ですが、下線が引いてある部分が改正内容です。左側が改正した内容、右が改正前の内容ということです。

まず第1条におきまして、勤労者のスポーツの振興からスポーツ参加機会の拡充事業へ事業を転換しますということで、第1条の中で「勤労者」という文字を削除いたしました。古い要綱では「勤労者等を主体とした」という文言がありますが、これを取ってあります。

次に第7条ですけれども、第7条では、今まで「18以上の者」という形になっておりましたが、登録できる団体といたしまして、その年齢制限を破棄しております。

それから第8条のところ、その対象者を明らかにいたしました。今までは「学生登録」ということで「就学している者が団体登録人員数の半数を超える場合」としておりましたが、そのところに高校生以下を明記する。そして第2項といたしまして、代表者が成人であること、それから、必ず代表者が立ち会うことという条件を付加しております。

次に第12条では、団体の抽選について規定してございます。そもそもが勤労者のための開放ということでスタートしておりますので、その趣旨は生かしまして、まず最初に勤労者が抽選して、その残ったところを学生団体が抽選するという形、その考え方の趣旨を踏襲した整理でございます。

次に第18条ですが、今まで明記されていなかったもので、規定整備といたしまして、営利を目的としていると認められる場合には使用は承認しませんという条文を加えてあります。

最後に第25条ですが、年齢の低い小学生も使うことがあるということで、一応、安全確保のための条項として、「構成員の送迎については保護者が責任を持って行うことを代表者が徹底すること」という、(11)に安全確保に関する規定を加えてございます。

以上でございます。

小田原委員長 説明は終わりました。何か御質疑ございますか。

細野委員 さっきの損害賠償の和解についても関連すると思いますが、一定の条件の中に「責任者が成人であり、利用に際しても成人の責任者が必ずいること等」と書いてありますけれども、その「等」の中にこれを入れてほしいんですよ。要するに、損害賠償の件。これは第23

条、24条だと思うんだけど、要するに、何かあったときには「速やかに……教育委員会及び運営委員会に連絡し、その賠償をしなければならない」というのは大事だと同時に、24条は特にそうなんですけれども、「使用団体はスポーツ安全協会等の傷害保険に必ず加入すること」とあるでしょう。その加入しているというやつを文書で出してほしいと思います。それで、貸し出しのほうには一切責任がないよと。それをこの「一定の条件」中に付加してほしい。

小田原委員長　これは報告だから、もう決まっちゃったのか、どういうことですか。

橋本スポーツ振興課主査　ここで御審議いただいて、直せるものがあれば直します。

小田原委員長　だけど、一部改正についての報告でしょう。

橋本スポーツ振興課主査　教育委員会のほうから教育長に、学校の目的外使用についてということで事務委任がされておりますので、教育長の権限ということなんですけれども、今までのやり方を変えるものなので、一応こういうふうにしてよろしいでしょうかと……

小田原委員長　それは報告ではなくて協議じゃないの？　教育総務課、どうですか。

天野教育総務課長　これは報告ということですから、ここで決められたことを報告申し上げます。ですから、ここで御意見等があれば、そこを踏まえて、また次回等で今後そこを改正するというような形は可能だと思います。

細野委員　いやいや、法律の改正は言ってない。この「一定の条件」のところにそれを加してほしいというわけ。さっきの話では、高校生以下までやるわけでしょう。そうすると成人がついてくる、それはいい。責任を成人にとってもらう、それはいい。ただし、じゃ、これと同じような形で、どこかで歯を折ったと。そのときの損害賠償どうのこうの、この板が悪かったんだとか言うときがあるわけですよ。そうすると、治療費が13万円で、文書料とか慰謝料で五十何万取られる、こういうことが起こってはいけなと。そうすると、この一定の条件の中に、損害保険に入っていますよという証書を提出することということを入れてほしいという私の要望だけです。

小田原委員長　だから、これは報告じゃないと思うんだな。変更してこういうふうにしてということ私たちに言うわけだから、施行が9月1日でしょう。だから、教育長決裁で決めた話を報告するのだったら、変えられませんかという話ですから、わかりますよ。そうではなくて、こういうふうに変えたいという話なんだから、それだったらこういうふうにしてほしいという要請があるわけだから、そういうふうに変えるというのは、次回を待たなければいけないんですか。変える話で言えば、10名なんて限らなくたっていいじゃないかとか、9名だったらだめだとかなんてないんじゃないかとか、いろいろあるんですよ。

細野委員　「一定の条件」というのは、細則でこれをもらっているんですか。

遠藤スポーツ振興課長　いや、これは要綱でございます。

細野委員　その要綱の中に、「一定の条件」はどこに入れているの？

遠藤スポーツ振興課長　「一定の条件」といいますのは、今申し上げました、例えば8条の2番ですね。「……成人であり、使用の場合には必ず立ち会える団体に限る」と、そのようになっております。

細野委員　そうすると、逆にいうと、第24条に「傷害保険に必ず加入するものとする」と書いてあるじゃない。じゃ、それに対して、加入したんだよということを皆さんが承認するとき、にどういう形で確認するのかという、その一文がここにはないでしょう。それは要らないのかなということになる。

遠藤スポーツ振興課長　損害賠償と傷害保険につきましては、傷害保険でございますので、御本人がけがをしたときとか、そういう部分に限る保険であるというふうに思うんですけども。

細野委員　だから、第24条がこのままだと、さっきのケースみたいなことが絶対起こらないのかどうなのかという関連で私は聞いているわけです。

小田原委員長　さっきのところでも、終わった話として聞かなかったけれども、さっきの陶鎔小の場合には、学校保険管理センターの何とかいう支払いはしているのかしてないのかという話があるんですよ。それでその治療費を取るわけでしょう。学校で起こった事故については、学校健康センターからその保険が出るわけですよ。同じことが今回のところで、学校を使うわけだから、施設の責任者、管理外なんだけれども、施設の問題としてその管理責任を市が問われるようなことが起こり得るわけですよ。そのときにはどうするかということの担保をとっておきたいというのが細野委員の意見だから、そういうことを考えなくていいのか。質問ではなくて、入れてほしいという要請があるわけです。

遠藤スポーツ振興課長　その件につきましては、次回再提案するなりの方法を考えたいと思います。

小田原委員長　提案でいいの。報告じゃなくて、協議にして、提案して教育長決裁をするという話にしたほうがいいんじゃないの。そこをちょっと教育総務課と相談してください。

遠藤スポーツ振興課長　はい、教育総務課のほうと相談いたします。

小田原委員長　そのほかに御意見ありますか。

川上委員　今齋藤委員とこちらでお話をしましたけど、「第25条の11項ですか、高校生・中学生・小学生登録の団体については、構成員の送迎については……」、については重なっておかしいですけど。「……保護者が責任を持って行うことを代表者が徹底すること」とありますが、夜間使用は6時から9時ですよ。6時に高校生が来るときに、保護者はついてこいということですか。

遠藤スポーツ振興課長　そうです。帰りも。一応未成年ということなので、そのようなことを考えております。

小田原委員長　夜間徘徊と思われると困るからじゃないですか。

遠藤スポーツ振興課長　そういうこともございます。

齋藤委員　実際、6時に高校生の保護者がついてくる？

遠藤スポーツ振興課長　ただ、決める場合には、こういうふうな形をとらせていただきませんと、また責任問題とかございますので、このような形でいきたいと思っております。

川上委員　代表者ではいけないんですか。

遠藤スポーツ振興課長　あくまでも保護者といいますか、成人の方が一緒にということでお考え

ております。

川上委員 代表者は成人ですよ。

石川教育長 メンバー 1人につきその保護者ということではないでしょう。代表が 1人いればいいんでしょう。

川上委員 でも、これは「構成員の送迎に」となっていますよ。構成員の保護者ではないんですか。そして、「代表者が徹底すること」と別々書いてあるので、これで代表者がついてくればいいと受け取らなければいけないんですか。

遠藤スポーツ振興課長 はい。

川上委員 これは読めない。保護者と代表者は違うと思いますよ。

齋藤委員 川上先生と全く同じことを感じたんです。つまりこれは具体的に考えると学校でしょう。その地域にいる高校生たちは、みんなばらばらに学校に集まってくるはずですよ。この文章をそのまま読んだら、その一人一人の送迎に保護者がついてこいというふうに読めますよね。そう言っているのだとするならば、午後 6 時に集まるとき高校生に保護者がついてきますか、現実的に。それを本当に徹底させるとなると、相当難しくないですか。だって、部活なんかだって、しょっちゅう遅くまでやってますよ。

小田原委員長 小学生だって、大変だということは同じですよ。団体が責任を持って送迎についていくということと同じことじゃないかなという気がします。

川上委員 だったら、そのように。

小田原委員長 そういうふうな文面にすべきじゃないかな。

齋藤委員 ちょっと文章がね。団体が責任を持ってくれればいいわけですよ。

小田原委員長 高校生なんか、夜 9 時ごろ野球の練習から帰ってくるのを迎えに行かなきゃいけないですか。

齋藤委員 行けませんよ。

小田原委員長 そういう話だと思うんです。だから、高校生なんかいいんじゃないのかな。

遠藤スポーツ振興課長 そのへんは、また所管と調整しまして適切な文言に。

小田原委員長 使用者団体が責任を持つと、そういう話にしてまとめてください。

遠藤スポーツ振興課長 わかりました。

小田原委員長 総じて細か過ぎるんだ。

菊谷生涯学習スポーツ部長 この要綱自体は教育長への委任事項ということですから、私どもとしては、そこのところは崩したくないと考えています。

今、細野委員のほうから損害賠償の記載をという話がございましたので、それについては、この要綱の中に入れるのか、あるいは申込書もございまして、その中で保険に入った証を必ず提示するとか、そういう形で対応させていただきたいと思います。

細野委員 私はそれでもいいと思う。実施要項が何かのところに出してあげばね。要は、これからは訴訟社会なんだから、どういうものが出てくるかわからない。そのときに、優位な形でもっていかなければいけないでしょう。

齋藤委員　あと、やはりちょっと気になったのは、第18条の(3)をわざわざつけたのね。

営利を目的としていると認められたときにはだめだというわけでしょう。これから小中学生にも貸し出して、指導者がいるということになってくると、この営利というところをどこまでどう判断するのか。恐らく、極めて具体的考えたときに、コーチ料だとか何とかで会費を取ってやる団体が必ず出てくると想像されませんか。

遠藤スポーツ振興課長　そういうことではなくて、何か会をするときに、例えば営利を目的として野球をやるだとか、そういうことを想定しているものですから、クラブの会費というのは別の考えでございます。

齋藤委員　そのあたりも明確にしておかないと、トラブルになる可能性があるなと若干思ったんですけどね。どこまでが営利なのか。例えばコーチの専門の方がいらっしゃって、それで例えば教えることを職業にしている方が入ってきた場合、営利を目的としているとは言いませんか。大会そのものを、何か入場料をとるとかいうのではなくて、例えば子どもたちを教える、そのためにコーチがコーチ料を取って学校を利用するということが具体的に出てくる可能性がありますよね。

遠藤スポーツ振興課長　それは、登録の段階で、この団体はどのような団体なのか、ある程度の判断はできるかと思えます。

小田原委員長　入場料を取るのはいくらなんですか。

齋藤委員　わかりませんが、入場料を取るのはいくらだと思えます。

小田原委員長　何でだめなの？

遠藤スポーツ振興課長　入場料を取りますと有料になりますから、そこは認められないとこの文言で言っていますので……

小田原委員長　根拠は何ですか。

遠藤スポーツ振興課長　学校施設の目的外使用になります。

小田原委員長　コーチが職業コーチになった場合は、それは営利なの？

遠藤スポーツ振興課長　そのクラブというのでしょうか、団体がコーチをどういうふうにお願ひするかだと思います。これを使える目的で有料になるかどうかではないと思うんですが。

小田原委員長　それは営利じゃないでしょう。

遠藤スポーツ振興課長　はい。

小田原委員長　営利というのは金を取るからだから、使うことに金をかけるわけではなくて、それを使って商売をする、金を取るというのはだめですよというのが営利でしょう。

齋藤委員　ということは、ちょっと具体的な話ですけども、例えば専門のコーチがいてコーチ料を取っている場合は、営利ではないという判断でいいですね。

米山生涯学習総務課長　営利については、例えば専門のコーチが自ら金を取る場合には営利行為とします。ただし、団体の会計とか組織を置いて、コーチを雇ってコーチ料を払う、それは営利ではない。そういう形の判断です。

小田原委員長　それを認めてはだめかな。営利と認めないというふうにはできない？

細野委員 このごろは学会なんかも入場料を取るんですよ。営利でなくても、それぞれ学会開催、テキストとか印刷物とか、いろいろかかっちゃうのだから。

石川教育長 大体は資料代とか何とかといって取るんでしょう。

細野委員 参加費。

小田原委員長 参加費だな。

細野委員 だから、それはいいんじゃないかな。

小田原委員長 コーチ料を取るのではなくて、練習について金を取るというのはだめかな。例えば体育館とか音楽室を使ってヤマハが音楽教室を開くのもだめ？

福田生涯学習スポーツ部主幹 体育館については、使用料の料金が変わってきます。入場料の額が5、000円以上の場合には、現行使用料の20倍、そういうふうになっております。

小田原委員長 それは使えるということ？

福田生涯学習スポーツ部主幹 使えます。

齋藤委員 学校施設でも？

橋本スポーツ振興課主査 市民体育館は目的使用で、条例にそれがきちんとうたってあります。

石川教育長 学校は、目的外使用でだめなんじゃないの。

橋本スポーツ振興課主査 学校は目的外使用ですから、それはできません。

齋藤委員 私の記憶では一切だめだと思います。PTAでもそんな話が出たことがあるんですよ。

小田原委員長 そこを変えなきゃだめなんだな。ほかにありませんか。

石川教育長 第8条の団体登録の中で、9時までという、新たに小学校4年生以上ということになっているんだけど、小学生がこんなところまでいいのかなという個人的な思いがあるんですよ。実態とすれば、それこそ11時過ぎまで塾に通っているような子どもたちがいますから、もうそういう時代なのかなと思うけれども、小学生の団体登録はどうかという感じ。ちょっと検討してみるというふうに事務局には言ったんですけども、皆さん方の意見はどうですか。

川上委員 最初に、夜間開放というのは何時かなというふうに、まず確認をしました。9時というふうに書いてあって、9時に終わったとしても、帰ってないんですよ。小学校4年生の理想的な就寝時間というのは何時だろうかと、それは最初に考えました。もちろん一部には遅くに帰宅する子もいますけれども、もし教育委員会でこれをして、9時まで小学校4年生が外でやってよろしいということを確認した場合は、非常に恐いというふうに思いました。小学校4年生は、9時には寝ていたほうが良い時間だと思いますから。

遠藤スポーツ振興課長 そういうのにもお願いしたいんですけども、実際に要望といたしましては、そういう要望がありまして、ほかの市へ行って使っているなんていう現状もありますので……

小田原委員長 だって、それは好ましくないことだというふうに言えないの？

遠藤スポーツ振興課長 そうなんですけれども、それだったら近いところを使っていたくほ

うが、まだ合理的かなと。

小田原委員長 それはどうして合理的なの。

遠藤スポーツ振興課長 通う時間が.....

小田原委員長 そういう通う時間の問題を言っているわけではないじゃない。

石川教育長 だから、子どもが使っている実態はあると思うんですよ。ただそれが競技団体の中に入って大人と一緒にやっている、そこにたまたま小学生がいたときに使えているという話で、小学生だけの団体を団体登録させて使わせることがいいことなのかどうか。特にこれは教育委員会がやることなんだから、そういうところを皆さんで議論してもらいたいと、そういう思いなんですけどね。

川上委員 この資料が来たのは月曜日でしたか、火曜日でしたか。読ませてもらいましたけれども、それはちょっとびっくりした数字ですよ。さきほどから、開場の時間まで確認していなかったの。例えば夜間開放というのが、10時までではなく9時というところが微妙かなと思いましたけれども、やはり小学校4年生 学力を上げたいと言っていますよね。学力低下が叫ばれているときに、就寝時間との関係は絶対的にあるんです。ですから、そのことを考えたら、ここでは小学生は好ましくない。このように決めてしまうのはちょっと疑問です。

細野委員 実態はどうなんですか。小学校4年以上の団体で利用しているというのはあるんですか。

遠藤スポーツ振興課長 はい、ございます。

細野委員 具体的にどんなことですか。

遠藤スポーツ振興課長 サッカーであるとかの部分で使いたいという要望がございます。

細野委員 夜に？

遠藤スポーツ振興課長 はい。

小田原委員長 子どもたちが塾なんかに行って帰って夕食後、9時までという、この練習時間帯の設定になっているんですね。少年サッカーは今プロ化しているから。ユースとかジュニアとか。

川上委員 それこそ営利でやっていますからね。

齋藤委員 ちょっとよろしいですか。これをよく読んでみると、当たり前のことだけれども、夜間開放の校庭の分ですよ、体育館は関係ないですね。ふと私は考えた。体育館は既に開放していますよね。既に体育館の場合、バスケットボールのチームが何かで、小学生だけのチームが夜間9時ころまでやっている現状があるんだよ。そうすると、今石川先生がおっしゃるのは、ちょっと私も思ったんですけども、体育館では小学校4年生くらいの子がバスケットをやっていて、校庭のサッカーはだめだという形にしてしまうということになってくると、体育館もだめだということになりますね。

橋本スポーツ振興課主査 はい、それが「市内の他の施設との整合図る」という部分でございます。

齋藤委員 そうすると、今現在体育館を使っている団体に、改めてだめだということになって

くると、相当問題が出るな。一考はありますね。

小田原委員長 指導室の意見を聞きましょうか。こういう意見が出ているところで、どうですか。

由井学校教育部参事 4年生の子どもたちの就寝時間ということをおっしゃいましたけれども、9時に寝て6時半、7時に起きるとすれば、就寝時間は10時間になりますね。

小田原委員長 最近言われているIQ、EQの延長で言えば、子どもたちの学力増進は、朝飯を食べること、朝飯を食べるためには早く起きること、それで9時に寝ることだと、ある人たち、ある団体からは言われている。そういうのに対して、教育委員会がそうしなくてもいいよと。現にここでやっているではないかと。9時に寝なくたっていいということを奨励しているというふうに受け取られたらまずいのではないのか。だから教育委員会としてこのことについて考え、それで幾つかの意見が出たわけです。それについて指導室としてはどういう見解を持つか。今答えられなければ答えなくていいですよ。

細野委員 僕は、ちょっと実態を見たほうがいいと思うんだな。本当に9時に就寝する子がどれくらいいるのか。テレビを見ているとか、いろいろいると思うんだ。そっちがいいのか、それとも、自分の将来を考えたら、4年生くらいからサッカーをがんがんやるというのも、また一つの手かもしれない。そうすると、批判の問題と実態の問題を区別して考えなければいけない。

小田原委員長 例えば今中学校は中間試験の時期なんですよ。そうすると中間試験1週間前は部活動中止というふうにするわけ。部活動を一生懸命やっている先生は、部活を中止にしたって、3時に家に帰って勉強しているかといったら、どこかへ行って遊んでいるとか、あるいはテレビを見ているとかひっくり返っているとかになるから、やっぱり5時からとか6時までには練習させて、そして集中して勉強させたほうがいいという考え方もある。

そういうことをあわせて考えたときに、スポーツを一生懸命やっているスポーツ少年は構わないんじゃないかというか、そういうことだろうね。

細野委員 私はどちらかというそっちのほうをとる。

小田原委員長 実質というのかな。

石川教育長 ただ、グラウンドだとすると、9時15分くらいまで整備をすると。外の競技だから相当泥だらけになると思うんですよ。そうすると、帰って風呂へ入りますよね。それから、当然のことながら飯を食べますよ。そうすると、寝るのは相当遅くなりますよね。そうすると、朝起きられなくて、朝飯が食べられないという、こういう悪循環になっているから、今そこが問題視されているわけですね。

細野委員 そんなに悪循環というのが報告されているんですか。そのあたりの実態を知りたい。わからないから。

小田原委員長 スポーツ少年に限りません。だから、小学生はもっと早い時間から使わせるとするのはだめなの？ それで8時に終わるとか。

遠藤スポーツ振興課長 これは夜間開放の時間でございますので、時間的にはこの時間で。

小田原委員長 じゃ、6時からでないと使わせないの？

遠藤スポーツ振興課長 はい。

小田原委員長 何で？

遠藤スポーツ振興課長 これは夜間開放の時間を決めていまして、その時間がこの時間であつて……

小田原委員長 その時間を決めてるのはだれが決めているの？

遠藤スポーツ振興課長 この要綱で決めています。

小田原委員長 だから、「小学生の団体については5時から8時までとする」とやればいいんでしょう。できないの？

遠藤スポーツ振興課長 はい。普通の学校利用のクラブ活動とかありますから、その後に一般の開放をしていますので、その時間の設定になっております。

小田原委員長 その時間を決めてるのはだれが決めているの？

遠藤スポーツ振興課長 この要綱で決めています。

小田原委員長 それは6時までやらせているの？

遠藤スポーツ振興課長 ええ、学校のクラブ活動であるとかそういうものに使いますので、その後に開放します。

小田原委員長 学校は6時まで練習しているの？

遠藤スポーツ振興課長 はい、そういう時間は学校のクラブ活動の時間ということで……。

小田原委員長 そうなの、実態は？

遠藤スポーツ振興課長 各学校によってクラブ活動といっても千差万別かと思えますけれども、基本的には学校が使った後に……。

小田原委員長 この第四から第三小学校までは、6時まで子どもたちがクラブ活動をやっているの？ そういうことを聞いているんだよ。学校は子どもたちの最終下校というのは何時にしているの？ 6時にしているの？

遠藤スポーツ振興課長 失礼しました。小学校でございますので、クラブ活動はやっておりません。

小田原委員長 あまりにも堅く考え過ぎているんだって。自分たちが決めていることだから、今いろいろな意見が出ていることをうまく汲み取るとすれば、どういう方法がいいのかなということを考えなきゃいけないじゃない。

遠藤スポーツ振興課長 すみません。ただ、学校の開放につきましては、当然成人の方も開放がありますので……

小田原委員長 だから、小学生はと言っているんじゃない。

遠藤スポーツ振興課長 ですから、成人が使うものを確保していかなければならないわけですね。

小田原委員長 だから、成人のほうは6時から10時まで構わないけれども……。

細野委員 付き添いをしなければいけないという話なんでしょう。

遠藤スポーツ振興課長 そうではなくて、優先順位からいいますと、先に成人の方の夜間開放

が基準になりますから、例えば5時から8時まで使っちゃいますと、6時からの成人の分が入らなくなっちゃいます。

小田原委員長 小学生の抽選は一般が終わった後でしょう。空いているところへ入るわけでしょう。今の話は当たらないでしょう。言っておくけど、課長はできないところから出発しているの。させたくないというところから出発しているの。それは役人とか教員の一番悪いところなの。特に教員はそうなんですよ。こんなことを言うと怒られるかもしれませんが。指導室は特にそうなんだよ。「できない」から出発するんだ。それでは何にもできないんだよ。

今いろいろ、これはまずいんじゃないの、こういうふうにしたら、むしろそっちを使わせたほうがいいんじゃないのという意見があるわけですよ。できないじゃないんです。じゃ、どうするかといったら、できるような形を考えるにはどうしたらいいか、もう一回再提出をしていただきたい。

細野委員 だから、一律に6時から9時にしなくてもいいかもしれない。むしろ小学生の場合には何時から何時までと、そのあたりの弾力化をしてくれというのがこの総意ですよ。

石川教育長 たぶん指導者の関係で、それくらいの時間にならないと始まらないということもあるかもしれない。

小田原委員長 それなら、そんな指導者はやめろという話になるんだ。そんなのだったら小学生の指導なんかはやめればいい。

川上委員 私は、帰りのことを考えたら、始めは6時で、構成員が小学生だけの場合は8時までというふうな特別な規則をつければいいのかというふうに思った。3時間と限らずに。

小田原委員長 2時間では練習にならないということだってあるんだから。そんな話になっちゃうから、時間帯は確保してやって、でも6時からやったっていいわけだから。

齋藤委員 1点いいですか。私の第三小学校の地区ですから、想像しながら話したんですけども、今も言ったように八王子の地区というのは体育館を利用しているミニバスがすごく盛んなんですね。これは相当な歴史を持って、平日9時ころまでミニバスをどこの子どもたちもすごい練習していますね。これからグラウンドは8時までとしたならば、体育館も8時までにしなきゃ、おかしくなりますよ。そうなってくると、今まで9時までがががやって子どものところにメスを入れるわけですから、この使用団体からは相当くるね。それは覚悟の上で、もし変えるのだったら変えなきゃだめですね。当然、グラウンドをやるのだったら、体育館もやらなければだめです。ミニバスはずいぶん長くやっていますよね。相当盛り上がっていますからね。

川上委員 小学生ですね。

齋藤委員 小学生からです。

小田原委員長 これは運動か生活か、そういう議論ですよ。そういう話で、どっちにします、八王子としてはこういうふうにしますという方向性をきちっと出すということですかね。

細野委員 校庭と体育館とは私は違うと思うけど。

齋藤委員 それを分けて納得すればいいんですけどね。するかな……。子どもたちを早く帰さ

なければという趣旨からすれば、外も中も一緒です。

細野委員　それもそうだけれども、照明とか、けがをしやすいとかいうことを考えたら、これは別のセクションとして考えたっていいんじゃない。

小田原委員長　そういういろんな意見がありましたので、あちこちで議論して再提出していただけますか。私は、要綱はもっと大らかにして、そして運用規程とか何とかいうところで、注意事項としてやるというふうな形がいいのではないかと思います。

菊谷生涯学習スポーツ部長　今齋藤委員のほうからバスケのお話がありましたけれども、体育館の利用制限までこれに合わせてやるというのは非常に難しいと思います。例えば8時にするとか、そういうことになると、私のほうとしても、生涯学習というのは学校教育以外のところでいろんな方をお願いをしてやっている、あるいは地域が自主的にやっているという現状から考えますと、例えば8時で終わってくださいということは現実には難しいと思います。ただ、今回の校庭開放につきましては、委員さんからいろんな御意見が出ましたし、ここの部分について検討させていただくという形で、全体には広げない中で対応させていただきたいと思います。

小田原委員長　それはだめだよ。部長自らできないと言ってはだめだって。こういう意見が出ているわけだから、それを踏まえて、結果的に従来どおりということはあるかもしれませんが、でも検討しなければだめじゃないですか。同じ教育委員会が小学生に対して、こういう理由で何時にしますといったときに、その違いが出てきたら、じゃ、何のためにというのはおかしくなりますよ。だから、そういうことで、従来はこうですが、移行期間を設けてこういうふうにしますとか、あるいは体育館は別ですというふうなものもつくらなければだめでしょう。そういうことを考えてください。

福田生涯学習スポーツ部主幹　市民体育館のほうは、保護者同伴の場合には、小学生は5時半まで、中学生は午後7時半までということになっております。

小田原委員長　それも含めて、どういうふうな見解を教育委員会として持つかですね。

細野委員　これは、スタートをちゃんと明確にしないと、市民から何か言われる。もし変えるのだったら、ちゃんとしなければいけないですね。

小田原委員長　いずれにしろ9時という線を出すときに、教育委員会としての考え方というのは用意しておかなければいけないでしょう。学力向上ということを一つの柱にしているわけだから。指導室はどういうふうにかかわらないけれども、今勉強している子どもたちの時間がどうなっているかというのも考えなければいけないし、さっき細野委員から実態はどうなっているのかという話がありましたでしょう。教育長や川上委員が心配している部分の実態というのはどうなのかと言ったら、それはデータとしてないわけ。だから、そういうのを踏まえて、これはあわてないでいいから、9月1日と言っているわけだから、

菊谷生涯学習スポーツ部長　7月15日です。夏休み前ということで考えております。

小田原委員長　7月15日か。あわてないで、じっくりその根拠を考えて、再提出をお願いしたい。

菊谷生涯学習スポーツ部長　ほとんどの委員さんからいろんな意見が出ましたので、委員長おっしゃるとおり、各委員さんの御意見を踏まえて、できるだけ早い時期に再度報告という形でやらせていただきたいと思います。

小田原委員長　よろしく申し上げます。では、この件はそういうことで再提出をお願いしたいと思います。

もう一つ報告がありますので、学事課からお願いいたします。

野村学事課長　市内小中学校における麻しんの発生状況と教育委員会の対応についてでございます。

今お手元に配付した資料をごらんください。発生状況は、きょうの時点のものを委員のお手元に届けてございます。

それから対応についてでございますが、(1)から(4)までは既に逐次御報告していると思います。

(5)ですが、去る5月15日、八王子市長に麻しん危機管理本部の設置を要請いたしまして、学校において麻しんの発生が続くということで、連休が終わってもまだポツポツと発生が見られるので、やはり危機管理本部が必要だという判断のもとに設置要請を行いまして、緊急に「麻しん危機対策会議」を開催いたしました。引き続き学校に対してもその旨を伝えて、危機管理意識を持つように伝えました。

(7)ですが、5月21日に危機対策会議の中の関連所管が集まりまして緊急対策を決定いたしました。その内容で、学校教育部に関係するところが「・」でございます。5月17日以降麻しん発症者が一人以上の学校における、ワクチン未接種及び未罹患の児童生徒に、公費負担でワクチン接種を行うといたしました。これについては、東京都の医療保健政策区市町村包括補助事業、都補助は2分の1でございますけれども、それにおいて学校における麻しん流行に対する緊急対策として盛り込まれたものでございます。それをもとに緊急対策を決めたところでございます。

5月17日とした理由でございますけれども、21日以降準備をする中で、ある程度の潜伏期間を見ると、5月17日くらいを基準にして、既に発症者がいた場合には、封じ込めを目的としてやるのが適当であろうという保健所からの助言もいただきましたので、そのように決めました。

2小7中が今現在対象になっていまして、対象校については、きょうあたり通知をしているはずです。

先ほどから何回も出たり入ったり、大変申しわけございませんでした。いろいろ緊急対応があったもので、失礼いたしました。以上です。

小田原委員長　2小7中なんだけれども、5月17日以前に接種した子どもたちに対しては補助はないんですか。

野村学事課長　確かにそうです。それは確かに疑問、勸奨もしているところですから、そういう質問が来るかと思いますが、どこかで線を引かなければいけないというのもありますし、勸

奨された方に対しては 実はこの包括補助の対象になっているのは、小さいお子さんも対象になっているんですね。法定で1歳の人はお金が出るけれども、2、3、4歳は出ないんですね。その方についても同じような対応です。これからしようとする人は公費負担になるわけですが、その方たちも、接種し忘れた、自分でこの際やろうという方に対してはやはりお金は出さない。両方でそういう対策をしようということと合わせたんですが、それは出てくるかと思いますね。

小田原委員長 これは保健所の指導でこういうふうやってきたわけですね。

野村学事課長 こういうふうというのは？

小田原委員長 未接種の方は受けたほうがいいですよということは、学校を通じてやってきたわけでしょう。

野村学事課長 そうですね。やってきました。

小田原委員長 保護者の中では、やりたくないというふうに考えている親、忘れていてなかったというのかもしれないかもしれませんが、やりたくないから受けませんでしたというふうにしてきたのに、今回、大流行だからといって市教委から学校を通してそういう話があったから、嫌だけれども迷惑をかけてはいけないからと早めに受けた、それには補助しないと云ったら、けしからんと言われたら何と答えるの？ そんなのはおかしいじゃないか、後から受けたほうがよかった、じゃ、私はそうすればよかったと。

野村学事課長 接種するときには、やはり自分の子どもの体を守るために接種するという、しようがない、みんなに迷惑をかけるからという考えでは基本的にはないと思って、自分の子どもの体を守るために接種するわけですから、積極的に接種することで自分の子どもの生命というか体を防御するわけですから、早くにお金をかけて接種したということは、それは.....。

小田原委員長 それはあなたの考えでしょうと言いますよ。あなたの考えであって、私はそうじゃないと。この補助は3,000円くらいでしたか。

野村学事課長 麻しんのワクチンが3,000円程度なので、手数料を取ると今8,000円から1万円ですね。

小田原委員長 2分の1といったら4,000円から5,000円ね。4,000円、5,000円といったら大きいですよ。ここでやらなかった人が得をする。逆に言えばゴネ得になるというような話になったら、やっぱり対応が難しいと思うんですよ。だから、どうですか。もっとさかのぼって、うちが指示を出した、勧奨した、その時点からというわけでの折衝はできないの？

野村学事課長 この補助の対象が5月以降になりますから、.....

小田原委員長 5月以降になりますからと決めちゃうわけ？

野村学事課長 いいえ、この補助の対象が5月以降なんですね。

小田原委員長 だからそこは、もっと早くこういう形で対応してきたわけだから、保健所を通じての指示に従って私たちが動いたときに、これはあまりではありませんかと言うことはできないわけ？

野村学事課長 それは検討の余地はあると思います。

細野委員 お金の問題もそうだけれども、ワクチンの量は確保しているわけ？

野村学事課長 それも今厳しいところです。今法定接種の中で常にMRワクチンは出回っていますので、それを多めに確保するということになると思いますけれども、それはどこの市町村も考え始めているところなので、それは同時に努力しているところです。うちではなくてほかの所管ですけれども、努力していると思います。

小田原委員長 善意で動いた人たちが損をするような形になるというのは、渋っていて後で受けたほうがお金が出るというのはちょっとおかしいのではないかと、私は思いますのでね。だから、そこのところは、努力してみたけれども、制度上無理でしたというのならいいけど、決まりになっていますからという話で終わらせないようにしてほしいですね。

野村学事課長 検討します。

石垣学校教育部長 基本的に制度という動きの中でこの部分を決めていかざるを得ないという苦しさというのはあるので、そういうことを……

小田原委員長 この事業をやっている制度はだれがつくっているの？

石垣学校教育部長 市です。保健所が行う中で事務局になっておりますので、それと……

小田原委員長 ここで話をするという話、やっぱり道理を通すべきだと思いますよ。

石垣学校教育部長 ですから、その中で、もう受けた人はあれですけども、そうじゃなくて、5月17日のところで発症患者がいる学校ということで特定していますけれども、そうじゃなくて、すべての学校を対象にすべきだと議論もございました。

小田原委員長 だから僕が言っているのは……

石垣学校教育部長 委員長がおっしゃるのは、その前にやった人の……

小田原委員長 そうじゃなくて、課長名なり部長名あるいは教育長名で、受けたほうがいいですよと出しているわけでしょう。学校で集団接種をするということを避けたわけでしょう。

石垣学校教育部長 避けたというか……

小田原委員長 しなかったわけでしょう。

石垣学校教育部長 ええ、それは強制ではございませんから。

小田原委員長 だけれども、受けたほうがいいですよというのは、かなり強い姿勢を打ち出したわけでしょう。

石垣学校教育部長 それは通年と全く同じ対応で。

小田原委員長 通年じゃない、突然出てきたわけです。

野村学事課長 毎年麻しんに対するの勧奨は出しています。

小田原委員長 でも、今回は特別じゃない。

石垣学校教育部長 ですから、その通知を出して……

小田原委員長 その通知を出したときにさかのぼってやるべきだというのが私の考えです。なぜかという、5月17日からというのは後からの話でしょう。受けなさい、受けたほうがいいですよと言ったときに受けた人に出さないというのは、やっぱりおかしい。

石川教育長 4月5日から注意喚起文書が9回出ているのかな。

野村学事課長 いろんな趣旨で出しているんですけども。

小田原委員長 それで私たちとしても努力すべきだと言っているの。できる、できないは別ですよ。改めてさっきの話に戻るけれども、制度だからと切っちゃうような姿勢はやっぱりやってはいけない。

石川教育長 ここで決められる話ではないでしょう。だから、持ち帰って、こういう指摘があったから考えてほしいと。

小田原委員長 努力したけど、でもだめでしたという結論にしなければだめだということです。

毎日遅くまで大変だったと思います。またご苦勞かけますけどお願いします。

ということでいかがですか。ではよろしいですか。お疲れさまでした。

予定された報告は以上ですが、ほかにありますか。

石垣学校教育部長 ほかにはございません。

小田原委員長 大変進行が不手際で長時間になって申しわけございませんでした。予定された日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして本定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。

【午後5時28分閉会】